

令和6年度第12回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和7年3月21日（金）

16時00分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和7年3月21日（金）16時00分

女性第一・第二研修室

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開予定（案）

定第58号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

定第59号議案 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件

定第60号議案 鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程一部改正の件

定第61号議案 鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正の件

定第62号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件

定第63号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件

定第64号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

定第65号議案 鹿児島市立学校職員懲戒等審査委員会規程一部改正の件

定第66号議案 鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則一部改正の件

定第67号議案 鹿児島市立学校職員安全衛生管理規程一部改正の件

定第68号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例
の施行等に関する規則一部改正の件

定第69号議案 鹿児島市生涯学習プラザ条例施行規則一部改正の件

定第70号議案 鹿児島市指定文化財の指定に関する件

報告事項(2) 令和6年度鹿児島学力・学習状況調査の結果について

報告事項(3) 市議会関係の審議等について

非公開予定（案）

報告事項(1) 校舎建替基本計画について

定第57号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

6 その他

7 閉 会

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月21日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

第3条教育部の内部組織中

「
青少年課
生涯学習課
 管理係
 生涯学習係
」

を

「
児童生徒支援課
生涯学習課
 管理係
 生涯学習係
 青少年係
」

に改める。

第4条教育部中「青少年課」を「児童生徒支援課」に改め、同課の事務分掌第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第8号を削り、第9号を第3号とし、同条同部生涯学習課管理係の事務分掌第8号中「生涯学習システム」を「生涯学習講座申込システム」に改め、同課生涯学習係の事務分掌の次に次のように加える。

青少年係

- (1) 青少年教育に関すること。
- (2) 青少年に関する社会教育関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 勤労青少年ホームに関すること。
- (4) 宮川野外活動センターに関すること。
- (5) 青年会館に関すること。
- (6) 青少年問題協議会に関すること。

第7条第4項中「事務局に」の次に「学校整備推進担当部長及び」を、「教育DX担当部長を」の次に「、管理部に桜島学校教育担当課長を、保健体育課に給食センター整備担当係長を」を加える。

付 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に次表の左欄に掲げる組織に配置されている職員は、別に人事異動通知書が交付されない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる組織に配置換えされたものとする。

左欄	右欄
教育部青少年課	教育部児童生徒支援課

3 この規則の施行の際、現に次表の左欄に掲げる職にある職員は、別に人事異動通知書が交付されない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる職に配置換えされたものとする。

左欄	右欄
教育部青少年課長	教育部児童生徒支援課長
” ” 主幹	” ” 主幹

(改正理由)

令和7年4月1日の組織機構の整備等に伴い、関係条文を整備するものである。

鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則（昭和46年教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(内部組織)</p> <p>第3条 鹿児島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>管理部（略）</p> <p>教育部</p> <p>学務課（略）</p> <p>学校教育課（略）</p> <p>学校ICT推進センター（略）</p> <p>保健体育課（略）</p> <p><u>青少年課</u></p> <p>生涯学習課</p> <p>管理係</p> <p>生涯学習係</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 前条に定める組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>管理部（略）</p> <p>教育部</p> <p>学務課（略）</p> <p>学校教育課（略）</p> <p>学校ICT推進センター（略）</p> <p>保健体育課（略）</p> <p><u>青少年課</u></p> <p><u>(1) 青少年教育に関すること。</u></p> <p><u>(2) 生徒指導に関すること。</u></p> <p><u>(3) 青少年に関する社会教育関係団体との連絡調整に関すること。</u></p>	<p>(内部組織)</p> <p>第3条 鹿児島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>管理部（略）</p> <p>教育部（略）</p> <p>学務課（略）</p> <p>学校教育課（略）</p> <p>学校ICT推進センター（略）</p> <p>保健体育課（略）</p> <p><u>児童生徒支援課</u></p> <p>生涯学習課</p> <p>管理係</p> <p>生涯学習係</p> <p><u>青少年係</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 前条に定める組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>管理部（略）</p> <p>教育部</p> <p>学務課（略）</p> <p>学校教育課（略）</p> <p>学校ICT推進センター（略）</p> <p>保健体育課（略）</p> <p><u>児童生徒支援課</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>(1) 生徒指導に関すること。</u></p> <p><u>削除</u></p>	<p></p> <p>令和7年4月1日の組織機構の整備に伴うもの</p> <p></p> <p>令和7年4月1日の組織機構の整備に伴うもの</p>

<p>(4) <u>青少年育成センターに関すること。</u></p> <p>(5) <u>勤労青少年ホームに関すること。</u></p> <p>(6) <u>宮川野外活動センターに関すること。</u></p> <p>(7) <u>青年会館に関すること。</u></p> <p>(8) <u>青少年問題協議会に関すること。</u></p> <p>(9) <u>課内の予算の執行その他の庶務に関すること。</u></p> <p>生涯学習課 管理係 (1)～(7) (略) (8) <u>生涯学習システムの運用に関すること。</u></p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>生涯学習係 (略)</p> <p>(職制及び職員)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、事務局に教育DX担当部長を置くことができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(2) <u>青少年育成センターに関すること。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(3) <u>課内の予算の執行その他の庶務に関すること。</u></p> <p>生涯学習課 管理係 (1)～(7) (略) (8) <u>生涯学習講座申込システムの運用に関すること。</u></p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>生涯学習係 (略)</p> <p>青少年係</p> <p>(1) <u>青少年教育に関すること</u></p> <p>(2) <u>青少年に関する社会教育関係団体との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>勤労青少年ホームに関すること。</u></p> <p>(4) <u>宮川野外活動センターに関すること。</u></p> <p>(5) <u>青年会館に関すること。</u></p> <p>(6) <u>青少年問題協議会に関すること。</u></p> <p>(職制及び職員)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、事務局に<u>学校整備推進担当部長及び教育DX担当部長を、管理部に桜島学校教育担当課長を、保健体育課に給食センター整備担当係長を置くことができる。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>文言整理</p> <p>令和7年4月1日の組織機構の整備に伴うもの</p> <p>学校整備推進担当部長、桜島学校教育担当課長及び給食センター整備担当係長の配置</p>
--	--	--

鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件

鹿児島市教育委員会公印規の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月21日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

別表第1中

「

課長（事務局に置かれる課相当の組織の長を含む。以下同じ。）印	〃	方20	〃	当該課長。ただし、学校整備室にあつては、総務課長	必要に応じて各1	7
--------------------------------	---	-----	---	--------------------------	----------	---

」

を

「

課長（事務局に置かれる課相当の組織の長を含む。以下同じ。）印	〃	方20	〃	当該課長。ただし、学校整備室にあつては、総務課長	必要に応じて各1。ただし、生涯学習課2	7
--------------------------------	---	-----	---	--------------------------	---------------------	---

」

に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(改正理由)

令和7年4月1日付の組織機構の整備に伴い、関係条文を整理するものである。

鹿児島市教育委員会公印規則（昭和42年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正案	備考
別表第1 【別記1 参照】 備考 課印を使用する場合は、課長印に準ずる。	別表第1 【別記1 参照】 備考 課印を使用する場合は、課長印に準ずる。	組織機構の整備に伴う規定の整理

【別記1】

現行

公印の種類	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	保管主管課長	個数	ひな型 別表第2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
課長（事務局に置かれる課相当の組織の長を含む。以下同じ。）印	〃	方20	〃	当該課長。ただし、学校整備室にあつては、総務課長	必要に応じて各1	7
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案

公印の種類	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	保管主管課長	個数	ひな型 別表第2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
課長（事務局に置かれる課相当の組織の長を含む。以下同じ。）印	〃	方20	〃	当該課長。ただし、学校整備室にあつては、総務課長	必要に応じて各1。 <u>ただし、生涯学習課2</u>	7
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程一部改正の件

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月21日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

第18条の3を第18条の4とし、第18条の2の次に次の1条を加える。

(教育委員会事務局学校整備推進担当部長の専決事項)

第18条の3 教育委員会事務局学校整備推進担当部長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 学校規模適正化・適正配置等に係る企画及び総合調整に関すること。

第19条第7号中「延長、」の次に「育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び」を加える。

第22条の2の見出し及び同条中「青少年課長」を「児童生徒支援課長」に改め、同条第1号中「青少年教育及び」を削り、同条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とする。

第23条に次の4号を加える。

(9) 青少年教育に関する指導及び助言に関すること。

(10) 青少年教育資料の収集に関すること。

(11) 青少年に関する社会教育関係団体への講師のあっせんに関すること。

(12) 青少年に関する社会教育関係団体との連絡に関すること。

第23条の2の次に次の1条を加える。

(管理部桜島学校教育担当課長の専決事項)

第23条の3 管理部桜島学校教育担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 桜島学校の学校運営検討に関すること。

第26条第2項及び第4項中「第25」を「前」に改める。

第39条第2項及び第4項中「第38」を「前」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(改正理由)

令和7年4月1日の組織整備等に伴い、関係条文を整備するものである。

鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程（昭和46年教育委員会教育長訓令第2号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(教育委員会事務局DX担当部長の専決事項) <u>第18条の3</u> (略) (管理部総務課長の専決事項) 第19条 管理部総務課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 休暇(病気休暇、介護休暇、組合休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第17条第1項の表第1号から第3号の2まで及び第14号から第21号までに掲げる特別休暇に限る。)の承認及び許可、育児休業、育児休業の期間の延長、部分休業、配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長並びに自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長の承認に関すること。</p> <p>(8)～(12) (略) (教育部<u>青少年課長</u>の専決事項)</p> <p>第22条の2 教育部<u>青少年課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>青少年教育及び生徒指導に関する指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(2) <u>青少年教育資料の収集に関すること。</u></p> <p>(3) <u>青少年に関する社会教育関係団体への講師のあつせんに関すること。</u></p> <p>(4) <u>青少年に関する社会教育関係団体との連絡に関する</u></p>	<p>(<u>教育委員会事務局学校整備推進担当部長の専決事項</u>) <u>第18条の3</u> <u>教育委員会事務局学校整備推進担当部長の専決事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校規模適正化・適正配置等に係る企画及び総合調整に関すること。</u> (教育委員会事務局DX担当部長の専決事項) <u>第18条の4</u> (略) (管理部総務課長の専決事項)</p> <p>第19条 管理部総務課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 休暇(病気休暇、介護休暇、組合休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第17条第1項の表第1号から第3号の2まで及び第14号から第21号までに掲げる特別休暇に限る。)の承認及び許可、育児休業、<u>育児休業の期間の延長、<u>育児短時間勤務、<u>育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業、</u></u></u>配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長並びに自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長の承認に関すること。</p> <p>(8)～(12) (略) (教育部<u>児童生徒支援課長</u>の専決事項)</p> <p>第22条の2 教育部<u>児童生徒支援課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>生徒指導に関する指導及び助言に関すること。</u></p>	<p>学校整備推進担当部長の配置に伴う専決事項の追加</p> <p>育児短時間勤務導入に伴う専決事項の追加</p> <p>令和7年4月1日の組織機構の整備に伴う専決事項の整理</p>

<p><u>こと。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(教育部生涯学習課長の専決事項)</p> <p>第23条 教育部生涯学習課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(教育部生涯学習課長の専決事項)</p> <p>第23条 教育部生涯学習課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>青少年教育に関する指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(10) <u>青少年教育資料の収集に関すること。</u></p> <p>(11) <u>青少年に関する社会教育関係団体への講師のあっせんに関すること。</u></p> <p>(12) <u>青少年に関する社会教育関係団体との連絡に関すること。</u></p> <p>(管理部桜島学校教育担当課長の専決事項)</p> <p>第23条の3 <u>管理部桜島学校教育担当課長の専決事項は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>桜島学校の学校運営検討に関すること。</u></p> <p>(美術館副館長等の専決事項)</p>	
<p>(美術館副館長等の専決事項)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 主幹の専決事項については、<u>第25条</u>第2項の規定を準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 専門員の専決事項については、<u>第25条</u>第3項の規定を準用する。</p> <p>(美術館副館長等不在のときの代決)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 主幹が専決する事項について、主幹が不在のときの代決については、<u>第38条</u>第2項の規定を準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 専門員が専決する事項について、専門員が不在のときの代決については、<u>第38条</u>第3項の規定を準用する。</p>	<p>(管理部桜島学校教育担当課長の専決事項)</p> <p>第23条の3 <u>管理部桜島学校教育担当課長の専決事項は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>桜島学校の学校運営検討に関すること。</u></p> <p>(美術館副館長等の専決事項)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 主幹の専決事項については、<u>前条</u>第2項の規定を準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 専門員の専決事項については、<u>前条</u>第3項の規定を準用する。</p> <p>(美術館副館長等不在のときの代決)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 主幹が専決する事項について、主幹が不在のときの代決については、<u>前条</u>第2項の規定を準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 専門員が専決する事項について、専門員が不在のときの代決については、<u>前条</u>第3項の規定を準用する。</p>	<p>桜島学校教育担当課長の配置に伴う専決事項の追加</p> <p>条文整理</p> <p>条文整理</p> <p>条文整理</p> <p>条文整理</p>

鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正の件

鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の一部を改正する規則

第7条の次に次の2条を加える。

(育児短時間勤務等をしている技能労務職員の給与の取扱い)

第7条の2 育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている技能労務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている技能労務職員の給与の取扱いについては、鹿児島市技能労務職員就業規則の規定を準用する。

(育児短時間勤務等をした技能労務職員の退職手当の取扱い)

第7条の3 育児短時間勤務をした技能労務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をした技能労務職員の退職手当の取扱いについては、鹿児島市技能労務職員就業規則の規定を準用する。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(改正理由)

育児短時間勤務制度の導入に伴い、関係条文を整備するものである。

鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件

鹿児島市立科学館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月21日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

2 鹿児島市立科学館条例施行規則（抜粋）

（入館料等の減免）

第6条 条例第6条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1及び別表第2に定める20人以上の団体の入館料等については適用しない。

(1) 鹿児島市（以下「市」という。）内に居住する70歳以上の者（月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。）が、その身分を証する書面を提示して入館するとき 条例別表第1に定める入館料を免除

(2)～(12) 略す

鹿児島市立科学館条例施行規則の一部を改正する規則

第6条第1項第1号中「書面」を「書面その他これに類するものとして教育委員会が認めるもの」に改める。

付 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

(改正理由)

高齢者に対する入館料の減免手続の見直しに伴い、文言の整理を行うものである。

鹿児島市立科学館条例施行規則（平成2年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現 行	改正案	備考
<p>(入館料等の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1及び別表第2に定める20人以上の団体の入館料等については適用しない。</p> <p>(1) 鹿児島市(以下「市」という。)内に居住する70歳以上の者(月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)が、その身分を証する<u>書面</u>を提示して入館するとき条例別表第1に定める入館料を免除</p> <p>(2)～(12) 略す</p>	<p>(入館料等の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により入館料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1及び別表第2に定める20人以上の団体の入館料等については適用しない。</p> <p>(1) 鹿児島市(以下「市」という。)内に居住する70歳以上の者(月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)が、その身分を証する<u>書面その他これに類するものとして教育委員会が認めるもの</u>を提示して入館するとき条例別表第1に定める入館料を免除</p> <p>(2)～(12) 略す</p>	<p>令和7年3月24日 付け高齢者に対する入館料の減免等手続きの見直しに伴うもの</p>

鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件

鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月21日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

2 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則（抜粋）

（観覧料の減免）

第5条 条例第6条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。

(1) 鹿児島市（以下「市」という。）内に居住する70歳以上の者（月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。）が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除

(2)～(10) 略す

2 略す

鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

第5条第1項第1号中「書面」を「書面その他これに類するものとして教育委員会が認めるもの」に改める。

付 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

(改正理由)

高齢者に対する観覧料の減免手続の見直しに伴い、文言の整理を行うものである。

鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則（平成9年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行	改正案	備考
<p>(観覧料の減免)</p> <p>第5条 条例第6条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。</p> <p>(1) 鹿児島市(以下「市」という。)内に居住する70歳以上の者(月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除</p> <p>(2)～(10) 略す</p> <p>2 略す</p>	<p>(観覧料の減免)</p> <p>第5条 条例第6条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。</p> <p>(1) 鹿児島市(以下「市」という。)内に居住する70歳以上の者(月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)が、その身分を証する書面<u>その他これに類するものとして教育委員会が認めるもの</u>を提示して観覧するとき 条例別表に定める観覧料を免除</p> <p>(2)～(10) 略す</p> <p>2 略す</p>	<p>令和7年3月24日 付け高齢者に対する観覧料等の減免等手続きの見直しに伴うもの</p>

鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

鹿児島市立美術館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月21日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

第18条第1項第1号中「書面」を「書面その他これに類するものとして教育委員会が認めるもの」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 付属設備使用料

種別		単位	金額
映写設備	プロジェクター	1式1日	750円
音響設備	マイクロホン	1式1日	750円

別表第2 撮影等手数料

区分	単位	金額		
			学術研究を目的とする場合	出版等を目的とする場合
撮影	1点1回につき	モノクローム	220円	1,500円
		カラー	450円	3,000円
		模写、模造	1,500円	

付 則

(施行期日)

- この規則中、第18条の規定は令和7年3月24日から、別表第1及び別表第2の改正規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の鹿児島市立美術館条例施行規則別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可申請を受けた、令和7年10月1日（以下「基準日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前に受けた許可申請に係る使用料及び基準日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(改正理由)

高齢者に対する観覧料等の減免手続の見直しに伴い、文言の整理を行うとともに、美術館の付属設備使用料及び撮影等手数料の種別を整理し額を改めるものである。

鹿児島市立美術館条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行	改正案	備考
<p>(観覧料等の減免)</p> <p>第18条 条例第12条の規定により観覧料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。</p> <p>(1) 鹿児島市(以下「市」という。)内に居住する70歳以上の者(月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき 条例別表第1に定める常設展示観覧料を免除</p> <p>(2)～(17) 略す</p> <p>2～3 略す</p>	<p>(観覧料等の減免)</p> <p>第18条 条例第12条の規定により観覧料等を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第1に定める20人以上の団体の観覧料については適用しない。</p> <p>(1) 鹿児島市(以下「市」という。)内に居住する70歳以上の者(月の中途において70歳に達するときは、70歳に達する日の属する月の初日において70歳に達したものとみなす。)が、その身分を証する書面<u>その他これに類するものとして教育委員会が認めるもの</u>を提示して観覧するとき 条例別表第1に定める常設展示観覧料を免除</p> <p>(2)～(17) 略す</p> <p>2～3 略す</p>	<p>令和7年3月24日付け高齢者に対する観覧料等の減免等手続きの見直しに伴うもの</p>
<p>別表第1 付属設備使用料</p>	<p>別表第1 付属設備使用料</p>	
<p>【別記1 参照】</p>	<p>【別記1 参照】</p>	<p>美術館の付属設備使用料の額の改正および字句の整理</p>
<p>別表第2 撮影等手数料</p>	<p>別表第2 撮影等手数料</p>	
<p>【別記2 参照】</p>	<p>【別記2 参照】</p>	<p>美術館の撮影等手数料の額の改正</p>

【別記1】

現行

種別		単位	金額
映写設備	スライド映写機	1式1日	500円
	16ミリ映写機	1式1日	500円
音響設備	マイクロホン	1式1日	500円

改正後

種別		単位	金額
映写設備	プロジェクター	1式1日	750円
音響設備	マイクロホン	1式1日	750円

【別記2】

現行

区分	単位	金額		
		学術研究を目的とする場合	出版等を目的とする場合	
撮影	1点1回につき	モノクローム	150円	1,000円
		カラー	300円	2,000円
		模写、模造		1,000円

改正後

区分	単位	金額		
		学術研究を目的とする場合	出版等を目的とする場合	
撮影	1点1回につき	モノクローム	220円	1,500円
		カラー	450円	3,000円
		模写、模造		1,500円

鹿児島市立学校職員懲戒等審査委員会規程一部改正の件

鹿児島市立学校職員懲戒等審査委員会規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市立学校職員懲戒等審査委員会規程の一部を改正する訓令

第4条第3項第6号中「教育部青少年課長」を「教育部児童生徒支援課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(改正理由)

組織機構の整備に伴い、関係条文の整理をするものである。

鹿児島市立学校職員懲戒等審査会規程（平成14年教育長訓令第4号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(委員会の組織)</p> <p>第4条</p> <p>1～2 略す</p> <p>3 委員は、次の職にある者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) 略す</p> <p>(6) 教育部青少年課長</p>	<p>(委員会の組織)</p> <p>第4条</p> <p>1～2 略す</p> <p>3 委員は、次の職にある者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) 略す</p> <p>(6) 教育部<u>児童生徒支援課</u>長</p>	<p>組織機構の整備に伴う関係条文の整理</p>

鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則一部改正の件

鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

第3条第2項中第4号を第5号とし、同項に第4号として次の1号を加える。

(4) 施設の開放に伴う利用者の危険防止、施設の管理その他の指導にあたること。

第4条を次のように改める。

(利用責任者)

第4条 利用団体は1団体につき原則2人以内の利用責任者を置くこととする。

2 利用責任者は、体育施設等開放に伴う利用者の危険防止及び体育施設等の適正な利用に努めるものとする。

第9条中「管理指導員」を「運営協議会」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(改正理由)

管理指導員を廃止し、利用責任者を置くことに伴い、規定を整備するものである。

鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和49年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(運営協議会)</p> <p>第3条 略す</p> <p>2 運営協議会は、施設の開放について、教育委員会に意見を述べるとともに、次に掲げる事項を処理するものとする。</p> <p>(1) 施設の利用団体の登録の審査に関すること。</p> <p>(2) 施設の利用許可等に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会の示す施設の開放事業に関する計画に対応する実施計画の策定及び実施に関すること。</p> <p>(4) その他施設の開放事業に関する基本事項の決定に関すること。</p> <p>3 略す</p> <p>(管理指導員)</p> <p><u>第4条 開放学校ごとに管理指導員を置く。</u></p> <p><u>2 管理指導員は、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>3 管理指導員は、教育委員会教育長の監督のもとに、施設の開放に伴う利用者の危険防止、施設の管理その他の指導にあたる。</u></p> <p>(取消し又は中止)</p> <p>第9条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則に違反し、又は<u>管理指導員</u>の指示に従わない利用者に対しては、その利用の取消し、又は中止を命ずるものとする。</p>	<p>(運営協議会)</p> <p>第3条 略す</p> <p>2 運営協議会は、施設の開放について、教育委員会に意見を述べるとともに、次に掲げる事項を処理するものとする。</p> <p>(1) 施設の利用団体の登録の審査に関すること。</p> <p>(2) 施設の利用許可等に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会の示す施設の開放事業に関する計画に対応する実施計画の策定及び実施に関すること。</p> <p>(4) <u>施設の開放に伴う利用者の危険防止、施設の管理その他の指導にあたること。</u></p> <p><u>(5) その他施設の開放事業に関する基本事項の決定に関すること。</u></p> <p>3 略す</p> <p>(利用責任者)</p> <p><u>第4条 利用団体は1団体につき原則2人以内の利用責任者を置くこととする。</u></p> <p><u>2 利用責任者は、体育施設等開放に伴う利用者の危険防止及び体育施設等の適正な利用に努めるものとする。</u></p> <p>(取消し又は中止)</p> <p>第9条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則に違反し、又は<u>運営協議会</u>の指示に従わない利用者に対しては、その利用の取消し、又は中止を命ずるものとする。</p>	<p>運営協議会の処理事項の追加</p> <p>管理指導員に係る事項を利用責任者に係る事項へ変更</p> <p>文言の変更</p>

鹿児島市立学校職員安全衛生管理規程一部改正の件

鹿児島市立学校職員安全衛生管理規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月21日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市立学校職員安全衛生管理規定の一部を改正する訓令

- 様式第1中「校長」を「校長」に改める。
様式第2中「校長」を「校長」に改める。
様式第4中「校長」を「校長」に改める。
様式第6を次のように改める。

定期健康診断結果報告書

在籍職員数		人		受診職員数	人
健 康 診 断	健康診断項目			実施者数	有所見者数
	聴力 検査	オーディオメーター による検査	1000Hz	人	人
			4000Hz	人	人
		その他の方法による検査		人	人
	胸部エックス線検査			人	人
	かくたん検査			人	人
	血 圧			人	人
	貧 血 検 査			人	人
	肝 機 能 検 査			人	人
	血 中 脂 質 検 査			人	人
	血 糖 検 査			人	人
	尿 検 査	糖		人	人
		蛋 白		人	人
	心 電 図 検 査			人	人
	所見のあった者の人数			人	人
医師の指示人数			人	人	
年 月 日					
嘱託医の氏名 (健康管理医) 学校名 校長名					
総括安全衛生管理者 殿					

(注)1 「所見のあった者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、「聴力検査」から「心電図検査」までの健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。

2 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要治療、要精密検査等医師による指示のあった者の人数を記入すること。

3 実施者数に人間ドック受診者数も含めて記入する。

$$(\text{実施者数}) = (\text{学校検診受診者数}) + (\text{人間ドック受診者数})$$

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(改正理由)

書式の整理及び申請書類の押印見直しに伴い、規則に定める申請様式の改正を行うものである。

鹿児島市学校職員安全衛生管理規定（平成21年教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>様式第1(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>鹿児島市教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">鹿児島市立 学校 校 長 印</p> <p style="text-align: center;">衛生管理者等推薦書</p> <p>鹿児島市立学校職員安全衛生管理規程第5条第2項の規定により、下記のとおり推薦します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 職 名</p> <p>2 氏 名</p>	<p>様式第1(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>鹿児島市教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">鹿児島市立 学校 校 長</p> <p style="text-align: center;">衛生管理者等推薦書</p> <p>鹿児島市立学校職員安全衛生管理規程第5条第2項の規定により、下記のとおり推薦します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 職 名</p> <p>2 氏 名</p>	<p>「印」の削除</p>

現行	改正案	備考																								
<p>様式第4(第10条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>総括安全衛生管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">鹿児島市立 学校 校 長 印</p> <p style="text-align: center;">衛生委員会等開催状況報告書</p> <p>鹿児島市立学校職員安全衛生管理規程第10条第4項の規定により、下のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="241 751 898 1257"> <tr> <td>開催日時</td> <td>年 月 日() 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>協議題</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全衛生管理上重要な事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	開催日時	年 月 日() 時 分～ 時 分	開催場所		出席者	名	協議題		安全衛生管理上重要な事項		備考		<p>様式第4(第10条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>総括安全衛生管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">鹿児島市立 学校 校 長</p> <p style="text-align: center;">衛生委員会等開催状況報告書</p> <p>鹿児島市立学校職員安全衛生管理規程第10条第4項の規定により、下のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1077 746 1733 1252"> <tr> <td>開催日時</td> <td>年 月 日() 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>協議題</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全衛生管理上重要な事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	開催日時	年 月 日() 時 分～ 時 分	開催場所		出席者	名	協議題		安全衛生管理上重要な事項		備考		<p>「印」の削除</p>
開催日時	年 月 日() 時 分～ 時 分																									
開催場所																										
出席者	名																									
協議題																										
安全衛生管理上重要な事項																										
備考																										
開催日時	年 月 日() 時 分～ 時 分																									
開催場所																										
出席者	名																									
協議題																										
安全衛生管理上重要な事項																										
備考																										

現行

様式第6(第12条関係)

定期健康診断結果報告書

健康診断項目		人			受診職員数			人		
		35未満	35以上	40以上	35未満	35以上	40以上	35未満	35以上	40以上
聴力検査	オージオメーターによる検査	1000Hz	人	人	人	人	人	人	人	人
		4000Hz	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他の方法による検査		人	人	人	人	人	人	人	人
	人間ドック受診者数									
胸部エックス線検査		人	人	人	人	人	人	人	人	人
血圧		人	人	人	人	人	人	人	人	人
貧血検査		人	人	人	人	人	人	人	人	人
肝機能検査		人	人	人	人	人	人	人	人	人
血中脂質検査		人	人	人	人	人	人	人	人	人
尿検査	糖	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	蛋白	人	人	人	人	人	人	人	人	人
心電図検査		人	人	人	人	人	人	人	人	人
胃の検査		人	人	人	人	人	人	人	人	人
所見のあった者の人数								人	人	人
医師の指示人数								人	人	人

年 月 日

嘱託医の氏名
(健康管理医) 印

学校名

校長名 印

総括安全衛生管理者 殿

(注)1 「所見のあった者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、「聴力検査」から「心電図検査」までの健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。
 2 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要治療、要精密検査等医師による指示のあった者の人数を記入すること。
 3 実施者数に人間ドック受診者数も含めて記入する。
 (実施者数) = (学校検診受診者数) + (人間ドック受診者数)

改正案

様式第6(第12条関係)

定期健康診断結果報告書

健康診断項目		人		受診職員数		人	
		実施者数	有所見者数				
聴力検査	オージオメーターによる検査	1000Hz	人		人		人
		4000Hz	人		人		人
	その他の方法による検査		人		人		人
	人間ドック受診者数						
胸部エックス線検査		人		人		人	
かくたん検査		人		人		人	
血圧		人		人		人	
貧血検査		人		人		人	
肝機能検査		人		人		人	
血中脂質検査		人		人		人	
尿検査	糖	人		人		人	
	蛋白	人		人		人	
心電図検査		人		人		人	
所見のあった者の人数				人		人	
医師の指示人数				人		人	

年 月 日

嘱託医の氏名
(健康管理医)

学校名

校長名

総括安全衛生管理者 殿

(注)1 「所見のあった者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、「聴力検査」から「心電図検査」までの健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。
 2 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要治療、要精密検査等医師による指示のあった者の人数を記入すること。
 3 実施者数に人間ドック受診者数も含めて記入する。
 (実施者数) = (学校検診受診者数) + (人間ドック受診者数)

備考

- ・「印」の削除
- 【健康診断項目】
- ・「かくたん検査」の追加
- ・「血糖検査」の追加
- ・「胃の検査」の削除
- 【その他】
- ・対象者数の項削除
- ・年齢別を全体数に変更
- ・「人間ドック受診者数」の項削除

定第68号議案

鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件

鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月21日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

第3条第2項第1号及び同条の2第1項中「谷山市民会館のホールを運動のために利用する場合」の前に「吉田公民館、桜島公民館、郡山公民館のホールを利用する場合及び」を加える。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1項ただし書の規定により申請者が使用許可の申請をしたときは、公民館施設等使用許可証の提出は省略することができる。

第6条の2に次の1項を加える。

2 前項に規定する別表に記載のない設備において、電気及びガス等を使用した場合は、その実費相当額を使用者に負担させることができる。

第8条第1項第8号中「体育行事等を行うために使用する場合」の次に「（使用者の半数以上が障害者であるものに限る。）」を加える。

別表（第6条の2関係）の1の「1 中央公民館」を削り、表を次のように改め、同表備考を削る。

	種別	単位	使用料	備考
視聴覚機材	グランドピアノ	1台	円 3,500	
	アップライトピアノ	1台	1,200	
	プロジェクター	1式	1,000	三脚スクリーン付
	ビデオレコーダー	1式	1,000	テレビ付
	DVDプレーヤー・DVDレコーダー	1式	1,000	テレビ付
	スクリーン	1張	1,000	ホール用
音響関係器具	移動ミキサー	1式	750	
	拡声装置(移動式)	1式	750	マイク1本
	拡声装置(固定式)	1式	1,500	マイク1本
	カセットテープレコーダー(CD)	1式	300	
	ダイレクトボックス	1個	300	
舞台照明器具	スポットライト(1KW)	1個	250	
	スポットライト(500W)	1個	150	
	フォロースポットライト(400W)	1個	450	
	サスペンションフライダクト	1列	450	
	ボーダーライト	1列	600	
	水平ライトアッパー	1列	450	
	水平ライトローア	1列	300	
	シーリングライト	1列	150	

別表（第6条の2関係）2から8の表及び備考を削る。

様式第1から様式第3まで、様式第5及び様式第6を次のように改める。

様式第1

公民館施設等使用許可申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

申請者住所

団体名

氏名

(TEL)

適用料金 (市内 ・ 市外)

次のとおり使用を許可してください。

使用の目的											
使用の日時	年	月	日(曜)	時	分から	年	月	日(曜)	時	分まで	日間
入場料徴収の有無	有	無	(最高額	円)	予定人員	人					
使用責任者住所 氏名及び連絡先	(TEL)										
使用の施設等	使用区分				※使用料	備考					
	午前	午後	夜間	全日							
ホール・体育館					円	・問合せに対する日時、主催者名及び連絡先の案内 可 ・ 否 ・館内利用案内板への表示 可 ・ 否 (いずれかに○をしてください。)					
()会議室					円						
					円						
					円						
()和室					円						
調理室					円						
多目的室					円						
視聴覚室					円						
陶芸室・工芸室					円						
※小計					円						
※入場料加算	施設使用料小計の 割				円						
※市外料金加算	施設使用料小計の 割				円	※承認 月 日 号					
※延長使用加算	施設使用料小計の 割				円	※承認番号 第 号					
設備					円	※納入日 年 月 日					
※合計					円	※受付印	取扱者印				
※減免	第8条-() 割				円						
※差引後の額					円						

- 備考 1 ホールの催物については催物実施計画表を提出してください。
 2 ホール会議室等の特設するときは設計書を提出してください。
 3 太線の中だけご記入ください。

公民館施設等使用許可証

申請者住所
 団体名
 氏名
 (TEL)
 適用料金 (市内 ・ 市外)

使用の目的						
使用の日時	年	月	日(曜)	時	分から	
	年	月	日(曜)	時	分まで	日間
入場料徴収の有無	有	無	(最高額	円)	予定人員	人
使用責任者住所 氏名及び連絡先	(TEL)					
使用の施設等	使用区分				使用料	使用附属設備
	午前	午後	夜間	全日		
ホール・体育館					円	・問合せに対する日時、主催者 名及び連絡先の案内 可・否 ・館内利用案内板への表示 可・否 (いずれかに○をしてください。)
()会議室					円	
					円	
					円	
()和室					円	
調理室					円	
多目的室					円	
視聴覚室					円	
陶芸室・工芸室					円	
小計					円	
入場料加算	施設使用料小計の 割				円	承認 月 日 承認番号 第 号
市外料金加算	施設使用料小計の 割				円	
延長使用加算	施設使用料小計の 割				円	
設備					円	納入日 年 月 日
合計					円	
減免	第8条-() 割				円	
差引後の額					円	

上記のとおり使用するについて下記条件を付して許可する。

年 月 日

鹿児島市教育委員会 印

使用許可の条件

様式第3

公民館施設等使用許可事項変更申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

申請者住所

団体名

氏名

(TEL)

年 月 日付で使用許可された公民館施設等の使用について下記のとおり許可事項を変更したいのでご承認ください。

使用の目的											
承認事項					変更事項						
使用の日時	年 月 日 時 分～時 分				使用の日時	年 月 日 時 分～時 分					
使用施設等	使用区分				※使用料	使用場所等	使用区分				※使用料
	午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日	
ホール・体育館					円	ホール・体育館					円
()会議室					円	()会議室					円
					円						円
()和室					円	()和室					円
調理室					円	調理室					円
多目的室					円	多目的室					円
視聴覚室					円	視聴覚室					円
陶芸室・工芸室					円	陶芸室・工芸室					円
※小計					円	※小計					円
※入場料加算	施設使用料小計の 割				円	※入場料加算	施設使用料小計の 割				円
※市外料金加算	施設使用料小計の 割				円	※市外料金加算	施設使用料小計の 割				円
※延長使用加算	施設使用料小計の 割				円	※延長使用加算	施設使用料小計の 割				円
設備					円	設備					円
※合計					円	※合計					円
※減免	第8条-() 割				円	※減免	第8条-() 割				円
変更の理由											
※既納額					円	※変更額					円
備考						※差引徴収額					円

備考 1 公民館施設等使用許可証を添付してください。

2 ※印欄は記入しないでください。

様式第5

公民館施設等使用料返還申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

申請者住所

団体名

氏名

下記のとおり公民館施設等の使用料返還を申請します。

使用の目的						
使用の日時						
使用の場所等	区 分				既納の使用料	備 考
	午前	午後	夜間	全日		
ホール・体育館					円	
()会議室					円	
					円	
					円	
()和室					円	
調理室					円	
多目的室					円	
視聴覚室					円	
陶芸室・工芸室					円	
小 計					円	
※入場料加算	施設使用料小計の 割				円	
※市外料金加算	施設使用料小計の 割				円	
※延長使用加算	施設使用料小計の 割				円	
設 備					円	
※合 計					円	
申請の理由						

備考 1 公民館施設等使用許可証を添付してください。

2 ※印欄は記入しないでください。

様式第6

公民館施設等使用料減免申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

申請者住所
 団体名
 氏名
 共催者名

公民館施設等使用料の減免を受けたいので、申請します。

使用の目的		
使用の日時		
使用の場所及び 附属設備		
減免申請の理由 (催しの内容を具体的に書くこと。)		
※ 使用料	円	摘 要
※ 減 免 額	円	
※ 徴 収 額	円	
※ 決 定 月 日	月 日	
※ 決 定 番 号	第 号	
備 考		

※印欄は記入しないでください。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則（以下「規則」という。）別表の規定及び様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可申請を受けた、令和7年10月1日（以下「基準日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前に受けた許可申請に係る使用料及び基準日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の基準日前に改正前の規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により作成された書類は、改正後の規則に規定する様式により作成された書類とみなす。
- 4 この規則の基準日以後に現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(改正理由)

鹿児島市公民館条例の一部改正に伴い、適正な受益者負担と市民負担の公平性を確保するため、設備の使用料の額を改めるとともに、条文の整理をするものである。

鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則（昭和48年教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(使用許可の申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 公民館施設等使用許可申請書は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。</p> <p>(1) ホールを使用する場合 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の6月前（谷山市民会館のホールを運動のために利用する場合にあつては3月前）の月の初日（その日が日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）及び休館日（以下「休館日等」という。）に当たるときは、その日後において最も近い日で休館日等でない日）から使用日の前日（その日が休館日等に当たるときは、その日前において最も近い日で休館日等でない日）まで</p>	<p>(使用許可の申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 公民館施設等使用許可申請書は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。</p> <p>(1) ホールを使用する場合 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の6月前（<u>吉田公民館、桜島公民館、郡山公民館のホール</u>を利用する場合及び谷山市民会館のホールを運動のために利用する場合にあつては3月前）の月の初日（その日が日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）及び休館日（以下「休館日等」という。）に当たるときは、その日後において最も近い日で休館日等でない日）から使用日の前日（その日が休館日等に当たるときは、その日前において最も近い日で休館日等でない日）まで</p>	<p>条文整理</p>
<p>(仮予約)</p> <p>第3条の2 ホールを使用しようとする者は、使用日の属する月の6月前（谷山市民会館のホールを運動のために利用する場合にあつては3月前）の月の初日（その日が土曜日、日曜日及び休日（以下「休日等」という）に当たるときは、その日後において最も近い日で休日等でない日）から、会議室等を使用しようとする者は使用日の属する月の3月前の月の初日から、仮の使用の予約（以下「仮予約」という。）をすることができる。</p>	<p>(仮予約)</p> <p>第3条の2 ホールを使用しようとする者は、使用日の属する月の6月前（<u>吉田公民館、桜島公民館、郡山公民館のホール</u>を利用する場合及び谷山市民会館のホールを運動のために利用する場合にあつては3月前）の月の初日（その日が土曜日、日曜日及び休日（以下「休日等」という）に当たるときは、その日後において最も近い日で休日等でない日）から、会議室等を使用しようとする者は使用日の属する月の3月前の月の初日から、仮の使用の予約（以下「仮予約」という。）をすることができる。</p>	<p>条文整理</p>

<p>(使用中止の届出)</p> <p>第5条 条例第4条第3項の規定により、使用者が施設等の使用の中止の届出をしようとするときは、公民館施設等使用取消届出書(様式第4)に公民館施設等使用許可証を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用中止の届出)</p> <p>第5条 条例第4条第3項の規定により、使用者が施設等の使用の中止の届出をしようとするときは、公民館施設等使用取消届出書(様式第4)に公民館施設等使用許可証を添えて教育委員会に提出しなければならない。<u>ただし、第3条第1項ただし書の規定により申請者が使用許可の申請をしたときは、公民館施設等使用許可証の提出は省略することができる。</u></p>	<p>ただし書の追加</p>
<p>(設備の使用料)</p> <p>第6条の2 (略)</p>	<p>(設備の使用料)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p><u>2 前項に規定する別表に記載のない設備において、電気及びガス等を使用した場合は、その実費相当額を使用者に負担させることができる。</u></p>	<p>条文整理</p>
<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第8条 条例第7条の規定により使用料を免除又は減額することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 市内の障害者(身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者をいう。)の団体が芸術文化行事、体育行事等を行うために使用する場合、教育委員会が必要と認めるとき 使用料の5割相当額の減額</p>	<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第8条 条例第7条の規定により使用料を免除又は減額することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 市内の障害者(身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者をいう。)の団体が芸術文化行事、体育行事等を行うために使用する場合<u>(使用者の半数以上が障害者であるものに限る。)</u>で、教育委員会が必要と認めるとき 使用料の5割相当額の減額</p>	<p>条文整理</p>
<p>別表(第6条の2関係)</p> <p>1 中央公民館</p> <p>【別記1 参照】</p> <p><u>備考 電気使用料は、上表に掲げる使用料の1割相当額とする。</u></p>	<p>別表(第6条の2関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>別表修正及び備考削除</p>
<p><u>2～8</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p><u>備考 電気使用料は、上表に掲げる使用料の1割相当額とする。</u></p>	<p>【別記2 参照】</p>	<p>別表2～8及び別表備考削除</p>

鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則（昭和48年教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正案	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>様式1</p> <p>様式第1</p> <p style="text-align: center;">公民館施設等使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島市教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 団体名 氏名 (TEL)</p> <p>次のとおり使用を許可してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>使用の目的</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>使用の日時</td> <td colspan="2">年 月 日(曜) 時 分から</td> <td colspan="3">日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">年 月 日(曜) 時 分まで</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>入場料徴収の有無</td> <td>有 無(1人 円)</td> <td>参集予定人員</td> <td colspan="3">人</td> </tr> <tr> <td>会場責任者住所氏名及び連絡先</td> <td colspan="5">(TEL)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用の場所等</td> <td colspan="4">使用区分</td> <td rowspan="2">※使用料</td> <td rowspan="2">備 考</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>ホー ル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td rowspan="13"> ・問合せに対する日時、主催者名及び連絡先の案内 可 ・ 否 ・館内利用案内板への表示 可 ・ 否 (いずれかに○をしてください。) </td> </tr> <tr> <td>ホール兼体育館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>()会議室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>()研修室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>()和室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>※小計</td> <td colspan="4"></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>※冷暖房費</td> <td colspan="4">上記使用料の 割</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>設 備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>ホール兼体育館の照明設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>※承認 月 日 ※承認番号</td> </tr> <tr> <td>※合計</td> <td colspan="4"></td> <td>円</td> <td>※納入月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>※使用附属設備</td> <td colspan="4"></td> <td>円</td> <td>※受付印 取扱者印</td> </tr> <tr> <td>ホール使用についての打ち合せ期日</td> <td>月 日 時</td> <td>担当者氏名</td> <td colspan="3">(TEL)</td> </tr> </table> <p>備考 1 ホールの催物については催物実施計画表を提出してください。 2 ホール会議室等の特設するときは設計書を提出してください。 3 ※印欄は記入しないでください。</p>	使用の目的						使用の日時	年 月 日(曜) 時 分から		日間				年 月 日(曜) 時 分まで					入場料徴収の有無	有 無(1人 円)	参集予定人員	人			会場責任者住所氏名及び連絡先	(TEL)					使用の場所等	使用区分				※使用料	備 考	午前	午後	夜間	全日	ホー ル					円	・問合せに対する日時、主催者名及び連絡先の案内 可 ・ 否 ・館内利用案内板への表示 可 ・ 否 (いずれかに○をしてください。)	ホール兼体育館					円	()会議室					円	()研修室					円						円	視聴覚室					円	()和室					円	調理室					円	※小計					円	※冷暖房費	上記使用料の 割				円	設 備					円	ホール兼体育館の照明設備					円	※承認 月 日 ※承認番号	※合計					円	※納入月日 年 月 日	※使用附属設備					円	※受付印 取扱者印	ホール使用についての打ち合せ期日	月 日 時	担当者氏名	(TEL)			<p>様式1</p> <p>様式第1</p> <p style="text-align: center;">公民館施設等使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島市教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 団体名 氏名 (TEL) 適用料金 (市内 ・ 市外)</p> <p>次のとおり使用を許可してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>使用の目的</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>使用の日時</td> <td colspan="2">年 月 日(曜) 時 分から</td> <td colspan="3">日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">年 月 日(曜) 時 分まで</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>入場料徴収の有無</td> <td>有 無 (最高額 円)</td> <td>予定人員</td> <td colspan="3">人</td> </tr> <tr> <td>使用責任者住所氏名及び連絡先</td> <td colspan="5">(TEL)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用の施設等</td> <td colspan="4">使用区分</td> <td rowspan="2">※使用料</td> <td rowspan="13"> ・問合せに対する日時、主催者名及び連絡先の案内 可 ・ 否 ・館内利用案内板への表示 可 ・ 否 (いずれかに○をしてください。) </td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>ホール・体育館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>()会議室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>()和室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>陶芸室・工芸室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>※小計</td> <td colspan="4"></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>※入場料加算</td> <td colspan="4">施設使用料小計の 割</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>※市外料金加算</td> <td colspan="4">施設使用料小計の 割</td> <td>円</td> <td>※承認 月 日 ※承認番号 第 号</td> </tr> <tr> <td>※延長使用加算</td> <td colspan="4">施設使用料小計の 割</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>設 備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>※納入日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>※合計</td> <td colspan="4"></td> <td>円</td> <td>※受付印 取扱者印</td> </tr> <tr> <td>※減免</td> <td colspan="4">第8条-() 割</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>※差引後の額</td> <td colspan="4"></td> <td>円</td> </tr> </table> <p>備考 1 ホールの催物については催物実施計画表を提出してください。 2 ホール会議室等の特設するときは設計書を提出してください。 3 太線の中だけご記入ください。</p>	使用の目的						使用の日時	年 月 日(曜) 時 分から		日間				年 月 日(曜) 時 分まで					入場料徴収の有無	有 無 (最高額 円)	予定人員	人			使用責任者住所氏名及び連絡先	(TEL)					使用の施設等	使用区分				※使用料	・問合せに対する日時、主催者名及び連絡先の案内 可 ・ 否 ・館内利用案内板への表示 可 ・ 否 (いずれかに○をしてください。)	午前	午後	夜間	全日	ホール・体育館					円	()会議室					円						円	()和室					円	調理室					円	多目的室					円	視聴覚室					円	陶芸室・工芸室					円	※小計					円	※入場料加算	施設使用料小計の 割				円	※市外料金加算	施設使用料小計の 割				円	※承認 月 日 ※承認番号 第 号	※延長使用加算	施設使用料小計の 割				円	設 備					円	※納入日 年 月 日	※合計					円	※受付印 取扱者印	※減免	第8条-() 割				円	※差引後の額					円	<p>文言整理</p>
使用の目的																																																																																																																																																																																																																																																																																					
使用の日時	年 月 日(曜) 時 分から		日間																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	年 月 日(曜) 時 分まで																																																																																																																																																																																																																																																																																				
入場料徴収の有無	有 無(1人 円)	参集予定人員	人																																																																																																																																																																																																																																																																																		
会場責任者住所氏名及び連絡先	(TEL)																																																																																																																																																																																																																																																																																				
使用の場所等	使用区分				※使用料	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																															
	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ホー ル					円	・問合せに対する日時、主催者名及び連絡先の案内 可 ・ 否 ・館内利用案内板への表示 可 ・ 否 (いずれかに○をしてください。)																																																																																																																																																																																																																																																																															
ホール兼体育館					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
()会議室					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
()研修室					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
視聴覚室					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
()和室					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
調理室					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
※小計					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
※冷暖房費	上記使用料の 割				円																																																																																																																																																																																																																																																																																
設 備					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
ホール兼体育館の照明設備					円		※承認 月 日 ※承認番号																																																																																																																																																																																																																																																																														
※合計					円		※納入月日 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																														
※使用附属設備					円	※受付印 取扱者印																																																																																																																																																																																																																																																																															
ホール使用についての打ち合せ期日	月 日 時	担当者氏名	(TEL)																																																																																																																																																																																																																																																																																		
使用の目的																																																																																																																																																																																																																																																																																					
使用の日時	年 月 日(曜) 時 分から		日間																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	年 月 日(曜) 時 分まで																																																																																																																																																																																																																																																																																				
入場料徴収の有無	有 無 (最高額 円)	予定人員	人																																																																																																																																																																																																																																																																																		
使用責任者住所氏名及び連絡先	(TEL)																																																																																																																																																																																																																																																																																				
使用の施設等	使用区分				※使用料	・問合せに対する日時、主催者名及び連絡先の案内 可 ・ 否 ・館内利用案内板への表示 可 ・ 否 (いずれかに○をしてください。)																																																																																																																																																																																																																																																																															
	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ホール・体育館					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
()会議室					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
()和室					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
調理室					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
多目的室					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
視聴覚室					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
陶芸室・工芸室					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
※小計					円																																																																																																																																																																																																																																																																																
※入場料加算	施設使用料小計の 割				円																																																																																																																																																																																																																																																																																
※市外料金加算	施設使用料小計の 割				円		※承認 月 日 ※承認番号 第 号																																																																																																																																																																																																																																																																														
※延長使用加算	施設使用料小計の 割				円																																																																																																																																																																																																																																																																																
設 備					円	※納入日 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																															
※合計					円	※受付印 取扱者印																																																																																																																																																																																																																																																																															
※減免	第8条-() 割				円																																																																																																																																																																																																																																																																																
※差引後の額					円																																																																																																																																																																																																																																																																																

様式2

様式第2

公民館施設等使用許可証

住 所
団体名
氏 名

使用の目的						
使用の日時	年 月 日(曜) 時 分から		日間			
	年 月 日(曜) 時 分まで					
入場料徴収の有無	有 無(1人 円)	参集予定人員	人			
会場責任者住所氏名及び連絡先	(TEL)					
使用の場所等	使用区分				使用料	使用附属設備
	午前	午後	夜間	全日		
ホー ル					円	・問合せに対する日時、主催者名及び連絡先の案内 可・否 ・館内利用案内板への表示 可・否 (いづれかに○をしてください。)
ホー ル兼体育館					円	
()会議室					円	
()研修室					円	
					円	
視 聴 覚 室					円	
()和 室					円	
調 理 室					円	
小 計					円	
冷 暖 房 費	上記使用料の 割				円	
設 備					円	
ホー ル兼体育館の照明設備					円	
合 計					円	
		承認	月	日		
		承認番号	第	号		
	納入月日	年	月	日		

上記のとおり使用するについて下記条件を付して許可する。

年 月 日

鹿児島市教育委員会 印

使用許可の条件

様式2

様式第2

公民館施設等使用許可証

申 請 者 住 所
団体名
氏 名
(TEL)
適用料金 (市内 ・ 市外)

使用の目的						
使用の日時	年 月 日(曜) 時 分から		日間			
	年 月 日(曜) 時 分まで					
入場料徴収の有無	有 無 (最高額 円)	予定人員	人			
使用責任者住所氏名及び連絡先	(TEL)					
使用の施設等	使用区分				使用料	使用附属設備
	午前	午後	夜間	全日		
ホー ル・体育館					円	・問合せに対する日時、主催者名及び連絡先の案内 可・否 ・館内利用案内板への表示 可・否 (いづれかに○をしてください。)
()会議室					円	
					円	
					円	
()和 室					円	
調 理 室					円	
多 目 的 室					円	
視 聴 覚 室					円	
陶芸室・工芸室					円	
小 計					円	
入 場 料 加 算	施設使用料小計の 割				円	
市 外 料 金 加 算	施設使用料小計の 割				円	
延 長 使 用 加 算	施設使用料小計の 割				円	
設 備					円	
合 計					円	
減 免	第8条-() 割				円	
差 引 後 の 額					円	
		承認	月	日		
		承認番号	第	号		
	納入日	年	月	日		

上記のとおり使用するについて下記条件を付して許可する。

年 月 日

鹿児島市教育委員会 印

使用許可の条件

文言整理

様式3

様式第3

公民館施設等使用許可事項変更申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

住 所

団体名

氏 名

(TEL)

年 月 日付で使用許可された公民館施設等の使用について下記のとおり許可事項を変更したいのでご承認ください。

使用の目的					
承 認 事 項			変 更 事 項		
使用の日時	年 月 日 時 分～時 分		使用の日時	年 月 日 時 分～時 分	
使用の場所等	使用 区 分				※使用料
	午前	午後	夜間	全日	
ホ ー ル					円
ホ ー ル 兼 体 育 館					円
() 会 議 室					円
() 研 修 室					円
					円
視 聴 覚 室					円
() 和 室					円
調 理 室					円
小 計					円
冷 暖 房 費	上記使用料の 割				円
設 備					円
ホ ー ル 兼 体 育 館 の 照 明 設 備					円
徴 収 額					円
備 考					円
変 更 の 理 由					

- 備考 1 公民館施設等使用許可証を添付してください。
2 ※印欄は記入しないでください。

様式3

様式第3

公民館施設等使用許可事項変更申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

申 請 者 住 所

団体名

氏 名

(TEL)

年 月 日付で使用許可された公民館施設等の使用について下記のとおり許可事項を変更したいのでご承認ください。

使用の目的					
承 認 事 項			変 更 事 項		
使用の日時	年 月 日 時 分～時 分		使用の日時	年 月 日 時 分～時 分	
使用施設等	使用 区 分				※使用料
	午前	午後	夜間	全日	
ホ ー ル ・ 体 育 館					円
() 会 議 室					円
					円
() 和 室					円
調 理 室					円
多 目 的 室					円
視 聴 覚 室					円
陶 芸 室 ・ 工 芸 室					円
※小 計					円
※入場料加算	施設使用料小計の 割				円
※市外料金加算	施設使用料小計の 割				円
※延長使用加算	施設使用料小計の 割				円
設 備					円
※合 計					円
※減 免	第8条-() 割				円
変 更 の 理 由					
※既 納 額					円
備 考					円

- 備考 1 公民館施設等使用許可証を添付してください。
2 ※印欄は記入しないでください。

文言整理

様式 5

様式第5

公民館施設等使用料返還申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

住 所
団体名
氏 名

下記のとおり公民館施設等の使用料返還を申請します。

使用の場 所等	区 分				既納の使用料	備 考
	午前	午後	夜間	全日		
ホ ー ル					円	
ホール兼体育館					円	
()会議室					円	
()研修室					円	
視 聴 覚 室					円	
()和 室					円	
調 理 室					円	
小 計					円	
冷 暖 房 費	上記使用料の 割				円	
設 備					円	
ホール兼体育館の 照 明 設 備					円	
合 計					円	
申 請 の 理 由						

備考 1 公民館施設等使用許可証を添付してください。

様式 5

様式第5

公民館施設等使用料返還申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

申 請 者 住 所
団体名
氏 名

下記のとおり公民館施設等の使用料返還を申請します。

使用の場 所等	区 分				既納の使用料	備 考
	午前	午後	夜間	全日		
ホ ー ル・体 育 館					円	
()会議室					円	
					円	
					円	
()和 室					円	
調 理 室					円	
多 目 的 室					円	
視 聴 覚 室					円	
陶芸室・工芸室					円	
小 計					円	
※入 場 料 加 算	施設使用料小計の 割				円	
※市 外 料 金 加 算	施設使用料小計の 割				円	
※延 長 使 用 加 算	施設使用料小計の 割				円	
設 備					円	
※合 計					円	
申 請 の 理 由						

備考 1 公民館施設等使用許可証を添付してください。

2 ※印欄は記入しないでください。

文言整理

様式 6

様式第6

公民館施設等使用料減免申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

住 所
団体名
氏 名
共催者名

公民館施設等使用料の減免を受けたいから申請します。

使用の目的		
使用の日時		
使用の場所及び 附属設備		
減免申請の理由 (催しの内容を具体的に書くこと。)		
※ 使用料	円	摘 要
※ 減 免 額	円	
※ 徴 収 額	円	
※ 決 定 月 日	月 日	
※ 決 定 番 号	第 号	
備 考		

※印欄は記入しないでください。

様式 6

様式第6

公民館施設等使用料減免申請書

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

申 請 者 住 所
団体名
氏 名
共催者名

公民館施設等使用料の減免を受けたいので、申請します。

使用の目的		
使用の日時		
使用の場所及び 附属設備		
減免申請の理由 (催しの内容を具体的に書くこと。)		
※ 使用料	円	摘 要
※ 減 免 額	円	
※ 徴 収 額	円	
※ 決 定 月 日	月 日	
※ 決 定 番 号	第 号	
備 考		

※印欄は記入しないでください。

文言整理

【別記1】

現行

1 中央公民館

	種別	単位	使用料	備考
視聴覚機材	グランドピアノ	1台	円 2,500	調律費を含まず
	16mm映写機	1式	2,500	三脚スクリーン付き
	スライド映写機	〃	1,000	〃
	プロジェクター	〃	2,000	〃
	ビデオレコーダー	〃	2,000	テレビ付
	OHP	〃	1,000	三脚スクリーン付
	三脚スクリーン	1脚	300	研修室固定式を含む
	スクリーン	1張	1,000	ホール用
音響関係器具	移動ミキサー	1式	500	
	拡声装置（移動式）	〃	500	マイク1本
	拡声装置（固定式）	〃	1,000	〃
	有線マイク	1本	300	
	ワイヤレスマイク	〃	400	
	カセットテープレコーダー（CD・MD）	1式	200	
	ダイレクトボックス	1個	200	
	スポットライト(1KW)	1個	200	
舞台照明器具	〃(500W)	〃	100	
	フォロースポットライト(400W)	1個	300	
	サスペンションライトダクト	〃	400	
	ボーダーライト	〃	400	
	ホリゾンライトアッパー	〃	300	
	ホリゾンライトローア	〃	200	

改正案

	種別	単位	使用料	備考
視聴覚機材	グランドピアノ	1台	円 3,500	
	アップライトピアノ	1台	1,200	
	プロジェクター	1式	1,000	三脚スクリーン付
	ビデオレコーダー	1式	1,000	テレビ付
	DVDプレイヤー・DVDレコーダー	1式	1,000	テレビ付
	スクリーン	1張	1,000	ホール用
音響関係器具	移動ミキサー	1式	750	
	拡声装置（移動式）	1式	750	マイク1本
	拡声装置（固定式）	1式	1,500	マイク1本
	カセットテープレコーダー（CD）	1式	300	
	ダイレクトボックス	1個	300	
舞台照明器具	スポットライト(1KW)	1個	250	

スポットライト(500W)	1個	150
フォロースポットライト(400W)	1個	450
サスペンションフライダクト	1列	450
ボーダーライト	1列	600
水平ライトアッパー	1列	450
水平ライトロー	1列	300
シーリングライト	1列	150

【別記2】
2 谷山市民会館
現行

種別		単位	使用料	備考
視聴覚機材	グランドピアノ	1台	円 2,500	調律費を含まず
	アップライトピアノ	//	1,000	//
	16mm映写機	1式	2,500	三脚スクリーン付き
	スライド映写機	//	1,000	//
	プロジェクター	//	2,000	//
	ビデオレコーダー	//	2,000	テレビ付
	OHP	//	1,000	三脚スクリーン付
	三脚スクリーン	1脚	300	研修室固定式を含む
	スクリーン	1張	1,000	ホール用
	音響関係器具	拡声装置(移動式)	1式	500
拡声装置(固定式)		//	1,000	//
有線マイク		1本	300	
ワイヤレスマイク		//	400	
カセットテープレコーダー(CD・MD)		1式	200	
舞台照明器具		スポットライト(1KW)	1個	200
	//(500W)	//	100	
	サスペンションライトダクト	1列	400	
	ボーダーライト	//	400	
	水平ライトアッパー	//	300	
	水平ライトロー	//	200	
	シーリングライト	//	200	

改正案
削除

3 鴨池公民館、城西公民館、吉野公民館、伊敷公民館、武・田上公民館、東桜島公民館及び谷山北公民館
現行

種別		単位	使用料	備考
視聴覚機材	アップライトピアノ	1台	円 1,000	調律費を含まず
	16mm映写機	1式	2,500	三脚スクリーン付き

	スライド映写機	〃	1,000	〃
	プロジェクター	〃	2,000	〃
	ビデオレコーダー	〃	2,000	テレビ付
	OHP	〃	1,000	三脚スクリーン付
	三脚スクリーン	1脚	300	研修室固定式を含む
音響関係器具	拡声装置(移動式)	1式	500	マイク1本
	拡声装置(固定式)	〃	1,000	〃
	有線マイク	1本	300	
	ワイヤレスマイク	〃	400	
	カセットテープレコーダー(CD・MD)	1式	200	

改正案
削除

4 吉田公民館
現行

	種別	単位	使用料	備考
視聴覚機材	アップライトピアノ	1台	円 1,000	調律費を含まず
	プロジェクター	1式	2,000	三脚スクリーン付き
	ビデオレコーダー	〃	2,000	テレビ付
	OHP	〃	1,000	三脚スクリーン付
	三脚スクリーン	1脚	300	研修室固定式を含む
	スクリーン	1張	1,000	ホール用
音響関係器具	拡声装置(移動式)	1式	500	マイク1本
	拡声装置(固定式)	〃	1,000	〃
	有線マイク	1本	300	
	ワイヤレスマイク	〃	400	
	カセットテープレコーダー(CD, MD)	1式	200	
舞台照明器具	スポットライト(1KW)	1個	200	
	〃(500W)	〃	100	

改正案
削除

5 桜島公民館
現行

	種別	単位	使用料	備考
視聴覚機材	グランドピアノ	1台	円 2,500	調律費を含まず
	プロジェクター	1式	2,000	三脚スクリーン付
	ビデオレコーダー	〃	2,000	テレビ付
	OHP	〃	1,000	三脚スクリーン付
	三脚スクリーン	1脚	300	研修室固定式を含む

	スクリーン	1張	1,000	ホール用
音響関係器具	拡声装置(移動式)	1式	500	マイク1本
	拡声装置(固定式)	//	1,000	//
	有線マイク	1本	300	
	ワイヤレスマイク	//	400	
	カセットテープレコーダー(CD・MD)	1式	200	

改正案
削除

6 喜入公民館
現行

	種別	単位	使用料	備考
視聴覚機材	グランドピアノ	1台	円 2,500	調律費を含まず
	16mm映写機	1式	2,500	三脚スクリーン付き
	プロジェクター	//	2,000	//
	ビデオレコーダー	//	2,000	テレビ付
	OHP	//	1,000	三脚スクリーン付
	三脚スクリーン	1脚	300	研修室固定式を含む
	スクリーン	1張	1,000	ホール用
	音響関係器具	移動ミキサー	1式	500
	拡声装置(移動式)	//	500	マイク1本
	拡声装置(固定式)	//	1,000	//
	有線マイク	1本	300	
	ワイヤレスマイク	//	400	
	カセットテープレコーダー(CD・MD)	1式	200	
舞台照明器具	スポットライト(1KW)	1個	200	
	サスペンションライトダクト	1列	400	
	ボーダーライト	//	400	

改正案
削除

7 松元公民館
現行

	種別	単位	使用料	備考
視聴覚機材	グランドピアノ	1台	円 2,500	調律費を含まず
	16mm映写機	1式	2,500	三脚スクリーン付き
	スライド映写機	//	1,000	//
	プロジェクター	//	2,000	//
	ビデオレコーダー	//	2,000	テレビ付
	OHP	//	1,000	三脚スクリーン付

	三脚スクリーン	1脚	300	研修室固定式を含む
	スクリーン	1張	1,000	ホール用
音響関係器具	移動ミキサー	1式	500	
	拡声装置(移動式)	//	500	マイク1本
	拡声装置(固定式)	//	1,000	//
	有線マイク	1本	300	
	ワイヤレスマイク	//	400	
	カセットテープレコーダー(CD・MD)	1式	200	
舞台照明器具	スポットライト(1KW)	1個	200	
	//(500W)	//	100	
	サスペンションライトダクト	1列	400	
	ボーダーライト	//	400	
	水平ライトアッパー	//	300	
	水平ライトローア	//	200	
	シーリングライト	//	200	

改正案
削除

8 郡山公民館
現行

	種別	単位	使用料	備考
視聴覚機材	グランドピアノ	1台	円	調律費を含まず
	16mm映写機	1式	2,500	三脚スクリーン付き
	スライド映写機	//	1,000	//
	プロジェクター	//	2,000	//
	ビデオレコーダー	//	2,000	テレビ付
	OHP	//	1,000	三脚スクリーン付
	三脚スクリーン	1脚	300	研修室固定式を含む
	スクリーン	1張	1,000	ホール用
音響関係器具	移動ミキサー	1式	500	
	拡声装置(移動式)	//	500	マイク1本
	拡声装置(固定式)	//	1,000	//
	有線マイク	1本	300	
	ワイヤレスマイク	//	400	
	カセットテープレコーダー(CD・MD)	1式	200	
舞台照明器具	スポットライト(1KW)	1個	200	
	サスペンションライトダクト	1列	400	
	ボーダーライト	//	400	
	水平ライトローア	//	200	

改正案
削除

鹿児島市生涯学習プラザ条例施行規則一部改正の件

鹿児島市生涯学習プラザ条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月21日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市生涯学習プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

第10条第2項中「当該通知の画面」の次に「または、その身分を証明する書類その他これに類するものとして教育委員会が認めるもの」を加える。

第15条第1項第7号中「施設等を使用する場合」の次に「（使用者の半数以上が障害者であるものに限る。）」を加える。

別表中、

「

Cセット	1式	1,800
ボーダーライト	1列	500

」

を

「

Cセット	1式	1,800
舞台照明調整装置	1式	400
DMX回線装置	1式	200
ボーダーライト	1列	500

」

に改め、同表中

「

フロントサイドスポットライト	1台	150
エリプソイダルスポットライト	1台	150
センターフォロースポットライト	1台	600

」

を

「

フロントサイド LED ムービングライト	1台	330
エリプソイダルスポットライト	1台	150
ゴボローテーターマシン	1台	60
センターフォロースポットライト	1台	600

」

に改め、同表中

「

ミラーボール	1台	300
フィルター	1枚	50
カラーチェンジャー	1台	50

を

「

ミラーボール	1 台	300
LED ムービングライト	1 台	330
LED スポットライト	1 台	160
スタンド	1 本	30
フィルター	1 枚	50

に改め、同表中

「

CD プレーヤー	1 台	300
MD プレーヤー	1 台	300
デジタルオーディオテープレコーダー	1 台	300
3 点吊りマイク装置	1 式	300
エコーマシン	1 台	300
ハネ返りスピーカー	1 台	400

を

「

CD プレーヤー	1 台	300
メモリーレコーダー	1 台	200
3 点吊りマイク装置	1 式	300
ハネ返りスピーカー	1 台	400

に改める。

第 2 条 鹿児島市生涯学習プラザ条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「、情報活用セミナー室」を削る。

別表を次のように改める。

名称		単位	使用料 (単位：円)	備考
種別	品目			
舞	音響反射板	1 式	2,400	
関	係プラットフォーム	1 枚	70	
設	備上敷	1 枚	150	
及	び地絨	1 枚	1,050	

備品	紗幕	1 枚	600
	屏風(金、銀、鳥の子)	1 双	1,200
	緋毛せん	1 枚	150
	松羽目(ドロップ)	1 枚	1,200
	演台	1 台	450
	司会者用演台	1 台	150
	指揮者台	1 台	230
	指揮者用譜面台	1 台	70
	楽団員用譜面台	1 台	70
	ピアノ用椅子	1 脚	70
	スタッキング椅子	1 脚	70
	コントラバス用椅子	1 脚	70
	ドライアイスマシン	1 台	300
	式典用机	1 脚	70
	折りたたみ机	1 脚	70
	折りたたみ椅子	1 脚	70
	ホワイトボード	1 台	70
	めくり台	1 台	70
	姿見	1 面	70
	座布団	1 枚	70
国旗・市旗	1 旗	70	
舞 台	A セット	1 式	7,500
照 明	B セット	1 式	4,950
関 係	C セット	1 式	2,700
設 備	舞台照明調整装置	1 式	600
及 び	DMX 回線装置	1 式	300
備品	ボーダーライト	1 列	750
	サスペンションフライダクト	1 列	300
	スポットライト(0.5KW)	1 台	70
	スポットライト(1KW)	1 台	150
	シーリングスポットライト(1KW)	1 台	150
	アッパーホリゾンライト	1 列	1,500
	ロアーホリゾンライト	1 列	900
	フロントサイド LED ムービングライト	1 台	500
	エリプソイダルスポットライト	1 台	220
	ゴボローテーターマシン	1 台	100

	センターフォロースポットライト	1 台	900	
	エフェクトマシン	1 式	750	
	ミラーボール (丸形 450Φ)	1 台	450	
	LED ムービングライト	1 台	500	
	LED スポットライト	1 台	250	
	スタンド	1 本	50	
	フィルター	1 枚	70	
舞 台	音響調整装置	1 式	1,650	
音 響	カセットテープレコーダー	1 台	450	
関 係	CD プレーヤー	1 台	450	
設 備	メモリーレコーダー	1 台	300	
及 び	3 点吊りマイク装置	1 式	450	
備品	ステージスピーカー	1 組	1,200	
	フロアモニタースピーカー	1 台	600	
	ダイレクトボックス	1 個	450	
	音声ライン入力設備	1 回路	300	
	音声ライン出力設備	1 式	1,500	
	ワイヤレスマイク	1 本	900	
	ダイナミックマイク	1 本	450	
	コンデンサーマイク	1 本	600	
	ワンポイントステレオマイク	1 本	1,200	
	マイクスタンド	1 本	70	
映 写	スクリーン	1 枚	1,000	
設 備	ビデオプロジェクター	1 式	2,000	講堂
	ビデオプロジェクター	1 式	750	研修室
楽 器	グランドピアノ(スタインウェイ)	1 台	7,500	
	グランドピアノ(国産)	1 台	4,200	
	アップライトピアノ	1 台	1,500	
	ドラムセット	1 式	450	
そ の	展示パネル	1 枚	70	
他	受付用机	1 脚	70	
	受付用パイプ椅子	1 脚	70	
	持込器具	1KWにつき	300	
	特殊電源使用料	1 式	800	

様式第2 (その1) から様式第3 (その2) までを次のように改める。

様式第2(その1)(第8条関係)

鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可申請書(講堂用)

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

次のとおり生涯学習プラザの施設等を使用したいので、申請します。

申請者	住所		使用責任者	
	団体名		住所	
	代表者名			
	連絡先 () ー		氏名	
	適用料金	市内・市外		連絡先 () ー
	利用者ID			
使用目的				
使用日時	年 月 日(曜)		時 分から	
	年 月 日(曜)		時 分まで	
入場予定人員	人		使用料	
附帯施設	□使用する(楽屋(1、2)、主催者控室、親子室)		講 堂	円
	□使用しない		楽屋(1、2)	円
特別の設備	□使用する()		小 計	円
	□使用しない			
入場料等	□あり(最高額 円)		入場料等による加算額	()% 円
	□なし			
超過使用	□あり(時 分 ~ 時 分)		超過使用料	円
	□なし			
附属設備等	□使用する(別紙明細書のとおり)		附属設備等使用料	円
	□使用しない			
催事案内表示の有無	□表示する(以下に記入)		合 計	円
	□表示しない		減 免 ()%	円
開始・終了時間	時 分 ~ 時 分		第15条()	円
			差引き後の額	円
催事名称				
催物についての問い合わせがあった場合	主催者名及び連絡先を □教えてください(問い合わせ先 ー ー) □教えないでください			
打合せ予定	年 月 日(曜) 時 分から			
申請番号		許可年月日		

注

- 1 太線の中だけ記入してください。
- 2 使用目的によっては、別途資料の添付をお願いする場合があります。

様式第2(その2) (第8条関係)

鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可申請書(講堂以外の施設用)

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

次のとおり生涯学習プラザの施設等を使用したいので、申請します。

申請者	住所		使用責任者	
	団体名		住所	
	代表者名			
	連絡先 () —		氏名	
	適用料金	市内・市外	連絡先 () —	
	利用者ID			
使用目的				
使用日時	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで			
使用施設	1 スタジオ(1、2) 2 小研修室(1、2、3) 3 中研修室(1、2、3) 4 伝統文化セミナー室 5 食工房 6 生活工房 7 マルチメディア学習室 8 情報活用セミナー室 9 多目的フロア			
入場予定人員	人		使用料	
特別の設備	<input type="checkbox"/> 使用する () <input type="checkbox"/> 使用しない		施設使用料	円
入場料等	<input type="checkbox"/> あり(最高額 円) <input type="checkbox"/> なし		入場料等による加算額	()% 円
超過使用	<input type="checkbox"/> あり(時 分～ 時 分) <input type="checkbox"/> なし		超過使用料	()% 円
附属設備等	<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ドラムセット <input type="checkbox"/> アップライトピアノ <input type="checkbox"/> 使用しない		附属設備等使用料	円
催事案内表示の有無	<input type="checkbox"/> 表示する(以下に記入) <input type="checkbox"/> 表示しない		合計	円
開始・終了時間	時 分 ～ 時 分		減免	()% 円
			第15条()	円
			差引き後の額	円
催事名称				
催物についての問い合わせがあった場合	主催者名及び連絡先を <input type="checkbox"/> 教えてください (問い合わせ先 — —) <input type="checkbox"/> 教えなくてください			
申請番号		許可年月日		

注

- 1 太線の中だけ記入してください。
- 2 使用目的によっては、別途資料の添付をお願いする場合

様式第3(その1)(第10条関係)

鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可書(講堂用)

年 月 日
鹿児島市教育委員会

次のとおり生涯学習プラザの施設等の使用を許可します。

申請者	住所		使用責任者	
	団体名 代表者名		住所	
	連絡先 () -		氏名	
	適用料金	市内・市外	連絡先 ()	
	利用者ID			
使用目的				
使用日時	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで			
入場予定人員	人		使用料	
附帯施設	<input type="checkbox"/> 使用する(楽屋(1、2)、主催者控室、親子室) <input type="checkbox"/> 使用しない		講堂	円
			楽屋(1、2)	円
特別の設備	<input type="checkbox"/> 使用する () <input type="checkbox"/> 使用しない		小計	円
入場料等	<input type="checkbox"/> あり(最高額 円) <input type="checkbox"/> なし		入場料等による加算額	()% 円
超過使用	<input type="checkbox"/> あり(時 分~ 時 分) <input type="checkbox"/> なし		超過使用料	円
附属設備等	<input type="checkbox"/> 使用する(別紙明細書のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない		附属設備等使用料	円
催事案内表示の有無	<input type="checkbox"/> 表示する(以下に記入) <input type="checkbox"/> 表示しない		合計	円
			減免 ()%	円
開始・終了時間	時 分 ~ 時 分		第15条()	円
			差引き後の額	円
催事名称				
催物についての問い合わせがあった場合	主催者名及び連絡先を <input type="checkbox"/> 教えてください (問い合わせ先 - -) <input type="checkbox"/> 教えなくてください			
打合せ予定	年 月 日(曜) 時 分から			
申請番号		許可年月日		
許可条件等				

付 則

(施行規則)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鹿児島市生涯学習プラザ条例施行規則（以下「規則」という。）第2条別表の規定及び様式は、この規則の施行日（以下「施行日」という。）以後に許可申請を受けた、令和7年10月1日（以下「基準日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前に受けた許可申請に係る使用料及び基準日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の基準日前に改正前の規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により作成された書類は、改正後の規則に規定する様式により作成された書類とみなす。
- 4 この規則の基準日以後に現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(改正理由)

生涯学習プラザ講堂改修に伴い、附属設備及び備品使用料の整理を行うとともに、同プラザ条例の一部改正に伴い、適正な受益者負担と市民負担の公平性を確保するため、附属設備及び備品使用料について改定等をするものである。

鹿児島市生涯学習プラザ条例施行規則（平成12年教育委員会規則第18号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>令和7年4月1日改正 （使用許可書の交付） 第10条（略） 2 前項ただし書の規定により予約システムにより使用の許可を通知された者は、施設の使用に際し、携帯電話等で予約システムの当該通知の画面を提示しなければならない。</p> <p>（使用料の減免） 第15条 条例第9条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1)～(6)（略） (7) 市内の障害者（身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者をいう。）の団体が施設等を使用する場合で、教育委員会が必要と認めるとき 使用料の50パーセント相当額を減額 (8)～(11)（略） 2（略） 令和7年10月1日適用 （使用許可の申請等） 第8条 条例第5条第1項の規定により施設等の使用許可を受けようとする者（食工房、生活工房、マルチメディア学習室、<u>情報活用セミナー室</u>又は多目的フロア（以下「食工房等」という。）を一部使用しようとする者を除く。以下「申請者」という。）は、鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可申請書（様式第2（その1）又は様式第2（その2）。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により使用許可の申請をした者は、使用許可申請書を提出したものとみなす。 2・3（略）</p>	<p>（使用許可書の交付） 第10条（略） 2 前項ただし書の規定により予約システムにより使用の許可を通知された者は、施設の使用に際し、携帯電話等で予約システムの当該通知の画面または、<u>その身分を証明する書類その他これに類するものとして教育委員会が認めるものを</u>提示しなければならない。</p> <p>（使用料の減免） 第15条 条例第9条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。 (1)～(6)（略） (7) 市内の障害者（身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者をいう。）の団体が施設等を使用する場合 <u>（使用者の半数以上が障害者であるものに限る。）</u>で、教育委員会が必要と認めるとき 使用料の50パーセント相当額を減額 (8)～(11)（略） 2（略） （使用許可の申請等） 第8条 条例第5条第1項の規定により施設等の使用許可を受けようとする者（食工房、生活工房、マルチメディア学習室又は多目的フロア（以下「食工房等」という。）を一部使用しようとする者を除く。以下「申請者」という。）は、鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可申請書（様式第2（その1）又は様式第2（その2）。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により使用許可の申請をした者は、使用許可申請書を提出したものとみなす。 2・3（略）</p>	<p>条文整理</p> <p>条文整理</p> <p>条文整理</p>

別表（第13条関係）

現行

名称		単位	使用料 (単位：円)	備考
種別	品目			
舞台関係 設備及び 備品	音響反射板	1式	1,600	
	平台	1枚	50	
	箱馬、開き足	1台	50	
	人形立	1本	50	
	上敷	1枚	100	
	地絨	1枚	700	
	紗幕	1枚	400	
	屏風（金、銀、鳥の子）	1双	800	
	緋毛せん	1枚	100	
	松羽目（ドロップ）	1枚	800	
	演台	1台	300	
	司会者用演台	1台	100	
	指揮者台	1台	200	
	楽団員用譜面台	1台	50	
	楽団員用椅子	1脚	50	
	コントラバス用椅子	1脚	50	
	ドライアイスマシン	1台	200	
	式典用机	1脚	50	
	折りたたみ机	1脚	50	
	折りたたみ椅子	1脚	50	
	ホワイトボード	1台	50	
	めくり台	1台	50	
	姿見	1面	50	
座布団	1枚	50		
国旗・市旗	1旗	50		
舞台照明 関係設備 及び備品	Aセット	1式	5,000	
	Bセット	1式	3,300	
	Cセット	1式	1,800	
	ボーダーライト	1列	500	
	サスペンションフライダクト	1列	200	
	スポットライト（0.5KW）	1台	50	

	スポットライト(1KW)	1台	100	
	シーリングスポットライト(1KW)	1台	150	
	アップーホリゾンライト	1列	1,000	
	ローアホリゾンライト	1列	600	
	フロントサイドスポットライト	1台	150	
	エリプソイダルスポットライト	1台	150	
	センターフォロースポットライト	1台	600	
	エフェクトマシン	1式	500	
	ミラーボール	1台	300	
	フィルター	1枚	50	
	カラーチェンジャー	1台	50	
舞台音響 関係設備 及び備品	音響調整装置	1式	1,100	
	カセットテープレコーダー	1台	300	
	CDプレーヤー	1台	300	
	MDプレーヤー	1台	300	
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	300	
	3点吊りマイク装置	1式	300	
	エコーマシン	1台	300	
	ハネ返りスピーカー	1台	400	
	フロアモニタースピーカー	1台	400	
	ワイヤレスマイク	1本	600	
	ダイナミックマイク	1本	300	
	コンデンサーマイク	1本	400	
	ワンポイントステレオマイク	1本	800	
	マイクスタンド	1本	50	
映写設備	ビデオプロジェクター	1式	2,000	講堂
	ビデオプロジェクター	1式	1,000	エントランスホール
	ビデオプロジェクター	1式	500	研修室
楽器	グランドピアノ(スタインウェイ)	1台	5,000	
	グランドピアノ(国産)	1台	2,800	
	アップライトピアノ	1台	1,000	
	ドラムセット	1式	300	
その他	展示パネル	1枚	50	
	持込器具	1KWにつき	200	

別表（第13条関係）
改正後（令和7年4月1日施行）

種別	名称 品目	単位	使用料 (単位：円)	備考
舞台関係 設備及び 備品	音響反射板	1式	1,600	
	平台	1枚	50	
	箱馬、開き足	1台	50	
	人形立	1本	50	
	上敷	1枚	100	
	地絨	1枚	700	
	紗幕	1枚	400	
	屏風（金、銀、鳥の子）	1双	800	
	緋毛せん	1枚	100	
	松羽目（ドロップ）	1枚	800	
	演台	1台	300	
	司会者用演台	1台	100	
	指揮者台	1台	200	
	楽団員用譜面台	1台	50	
	楽団員用椅子	1脚	50	
	コントラバス用椅子	1脚	50	
	ドライアイスマシン	1台	200	
	式典用机	1脚	50	
	折りたたみ机	1脚	50	
	折りたたみ椅子	1脚	50	
	ホワイトボード	1台	50	
めくり台	1台	50		
姿見	1面	50		
座布団	1枚	50		
国旗・市旗	1旗	50		
舞台照明 関係設備 及び備品	Aセット	1式	5,000	
	Bセット	1式	3,300	
	Cセット	1式	1,800	
	舞台照明調整装置	1式	400	
	DMX回線装置	1式	200	
	ボーダーライト	1列	500	
サスペンションフライダクト	1列	200		

	スポットライト (0.5KW)	1台	50	
	スポットライト(1KW)	1台	100	
	シーリングスポットライト(1KW)	1台	150	
	アップーホリゾンライト	1列	1,000	
	ローホリゾンライト	1列	600	
	フロントサイドLEDムービングライト	1台	330	
	エリプソイダルスポットライト	1台	150	
	ゴローターマシン	1台	60	
	センターフォロースポットライト	1台	600	
	エフェクトマシン	1式	500	
	ミラーボール	1台	300	
	LEDムービングライト	1台	330	
	LEDスポットライト	1台	160	
	スタンド	1本	30	
	フィルター	1枚	50	
舞台音響 関係設備 及び備品	音響調整装置	1式	1,100	
	カセットテープレコーダー	1台	300	
	CDプレーヤー	1台	300	
	メモリーレコーダー	1台	200	
	3点吊りマイク装置	1式	300	
	ハネ返りスピーカー	1台	400	
	フロアモニタースピーカー	1台	400	
	ワイヤレスマイク	1本	600	
	ダイナミックマイク	1本	300	
	コンデンサーマイク	1本	400	
	ワンポイントステレオマイク	1本	800	
	マイクスタンド	1本	50	
映写設備	ビデオプロジェクター	1式	2,000	講堂
	ビデオプロジェクター	1式	1,000	エントランスホール
	ビデオプロジェクター	1式	500	研修室
楽器	グランドピアノ (スタインウェイ)	1台	5,000	
	グランドピアノ (国産)	1台	2,800	
	アップライトピアノ	1台	1,000	
	ドラムセット	1式	300	
その他	展示パネル	1枚	50	
	持込器具	1KWにつき	200	

別表（第13条関係）
令和7年4月1日施行後

名称		単位	使用料 (単位：円)	備考
種別	品目			
舞台関係 設備及び 備品	音響反射板	1式	1,600	
	平台	1枚	50	
	箱馬、開き足	1台	50	
	人形立	1本	50	
	上敷	1枚	100	
	地絨	1枚	700	
	紗幕	1枚	400	
	屏風（金、銀、鳥の子）	1双	800	
	緋毛せん	1枚	100	
	松羽目（ドロップ）	1枚	800	
	演台	1台	300	
	司会者用演台	1台	100	
	指揮者台	1台	200	
	楽団員用譜面台	1台	50	
	楽団員用椅子	1脚	50	
	コントラバス用椅子	1脚	50	
	ドライアイスマシン	1台	200	
	式典用机	1脚	50	
	折りたたみ机	1脚	50	
	折りたたみ椅子	1脚	50	
ホワイトボード	1台	50		
めくり台	1台	50		
姿見	1面	50		
座布団	1枚	50		
国旗・市旗	1旗	50		
舞台照明 関係設備 及び備品	Aセット	1式	5,000	
	Bセット	1式	3,300	
	Cセット	1式	1,800	
	舞台照明調整装置	1式	400	
	DMX回線装置	1式	200	
	ボーダーライト	1列	500	
	サスペンションフライダクト	1列	200	

	スポットライト (0.5KW)	1台	50	
	スポットライト (1KW)	1台	100	
	シーリングスポットライト (1KW)	1台	150	
	アップーホリゾンライト	1列	1,000	
	ローホリゾンライト	1列	600	
	フロントサイドLEDムービングライト	1台	330	
	エリプソイダルスポットライト	1台	150	
	ゴボローターマシン	1台	60	
	センターフォロースポットライト	1台	600	
	エフェクトマシン	1式	500	
	ミラーボール	1台	300	
	LEDムービングライト	1台	330	
	LEDスポットライト	1台	160	
	スタンド	1本	30	
	フィルター	1枚	50	
舞台音響 関係設備 及び備品	音響調整装置	1式	1,100	
	カセットテープレコーダー	1台	300	
	CDプレーヤー	1台	300	
	メモリーレコーダー	1台	200	
	3点吊りマイク装置	1式	300	
	ハネ返りスピーカー	1台	400	
	フロアモニタースピーカー	1台	400	
	ワイヤレスマイク	1本	600	
	ダイナミックマイク	1本	300	
	コンデンサーマイク	1本	400	
	ワンポイントステレオマイク	1本	800	
	マイクスタンド	1本	50	
映写設備	ビデオプロジェクター	1式	2,000	講堂
	ビデオプロジェクター	1式	1,000	エントランスホール
	ビデオプロジェクター	1式	500	研修室
楽器	グランドピアノ (スタインウェイ)	1台	5,000	
	グランドピアノ (国産)	1台	2,800	
	アップライトピアノ	1台	1,000	
	ドラムセット	1式	300	
その他	展示パネル	1枚	50	
	持込器具	1KWにつき	200	

別表（第13条関係）

令和7年10月1日適用

名称		単位	使用料 (単位：円)	備考
種別	品目			
舞台関係 設備及び 備品	音響反射板	1式	2,400	
	平台	1枚	70	
	上敷	1枚	150	
	地絨	1枚	1,050	
	紗幕	1枚	600	
	屏風（金、銀、鳥の子）	1双	1,200	
	緋毛せん	1枚	150	
	松羽目（ドロップ）	1枚	1,200	
	演台	1台	450	
	司会者用演台	1台	150	
	指揮者台	1台	230	
	指揮者用譜面台	1台	70	
	楽団員用譜面台	1台	70	
	ピアノ用椅子	1脚	70	
	スタッキング椅子	1脚	70	
	コントラバス用椅子	1脚	70	
	ドライアイスマシン	1台	300	
	式典用机	1脚	70	
	折りたたみ机	1脚	70	
	折りたたみ椅子	1脚	70	
ホワイトボード	1台	70		
めくり台	1台	70		
姿見	1面	70		
座布団	1枚	70		
国旗・市旗	1旗	70		
舞台照明 関係設備 及び備品	Aセット	1式	7,500	
	Bセット	1式	4,950	
	Cセット	1式	2,700	
	舞台照明調整装置	1式	600	
	DMX回線装置	1式	300	
	ボーダーライト	1列	750	

	サスペンションフライダクト	1列	300	
	スポットライト (0.5KW)	1台	70	
	スポットライト(1KW)	1台	150	
	シーリングスポットライト(1KW)	1台	150	
	アップーホリゾンライト	1列	1,500	
	ローホリゾンライト	1列	900	
	フロントサイドLEDムービングライト	1台	500	
	エリプソイダルスポットライト	1台	220	
	ゴボローターマシン	1台	100	
	センターフォロースポットライト	1台	900	
	エフェクトマシン	1式	750	
	ミラーボール (丸形4500Φ)	1台	450	名称変更
	LEDムービングライト	1台	500	
	LEDスポットライト	1台	250	
	スタンド	1本	50	
	フィルター	1枚	70	
舞台音響 関係設備 及び備品	音響調整装置	1式	1,650	
	カセットテープレコーダー	1台	450	
	CDプレーヤー	1台	450	
	メモリーレコーダー	1台	300	
	3点吊りマイク装置	1式	450	
	ステージスピーカー	1組	1,200	
	フロアモニタースピーカー	1台	600	
	ダイレクトボックス	1個	450	
	音声ライン入力設備	1回路	300	
	音声ライン出力設備	1式	1,500	
	ワイヤレスマイク	1本	900	
	ダイナミックマイク	1本	450	
	コンデンサーマイク	1本	600	
	ワンポイントステレオマイク	1本	1,200	
	マイクスタンド	1本	70	
映写設備	スクリーン	1枚	1,000	
	ビデオプロジェクター	1式	2,000	講堂
	ビデオプロジェクター	1式	750	研修室
楽器	グランドピアノ (スタインウェイ)	1台	7,500	
	グランドピアノ (国産)	1台	4,200	

	アップライトピアノ	1台	1,500
	ドラムセット	1式	450
その他	展示パネル	1枚	70
	受付用机	1脚	70
	受付用パイプ椅子	1脚	70
	持込器具	1KWにつき	300
	特殊電源使用料	1式	800

現行

様式第2(その1)(第8条関係)

鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可申請書(講堂用)

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

次のとおり生涯学習プラザの施設等を使用したいので、申請します。

申請者	住所 団体名 代表者名	使用責任者	
	連絡先 () -	住所	氏名 連絡先 () -
	登録団体番号	連絡先 () -	
	使用目的		
使用日時	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで		
入場予定人員	男性 人、女性 人、計 人	使用料	
附帯施設	<input type="checkbox"/> 使用する(楽屋(1、2)、主催者控室、親子室) <input type="checkbox"/> 使用しない	講 堂	円
		楽屋(1、2)	円
特別の設備	<input type="checkbox"/> 使用する(別紙仕様書等のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない	小 計	円
		入 場 料 等	円
入 場 料 等	<input type="checkbox"/> あり(最高額 円) <input type="checkbox"/> なし	入場料等による加算額	()% 円
超 過 使 用	<input type="checkbox"/> あり(時 分 ~ 時 分) <input type="checkbox"/> なし	超過使用料	円
附属設備等	<input type="checkbox"/> 使用する(別紙明細書のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない	附属設備等使用料	円
入り口案内表示の有無	<input type="checkbox"/> 表示する(以下に記入) <input type="checkbox"/> 表示しない	合 計	円
催物の開始・終了時間	時 分 ~ 時 分	減 免 ()% 円	
		差引き後の額	円
催物名称			
打合せ予定	年 月 日(曜) 時 分から		
仮予約の有無	有 無	仮予約番号	申請番号
許可番号	許可年月日		

注

- 1 太線の中だけ記入してください。
- 2 特別の設備を付加するときは、設備内容が分かる仕様書等を添付してください。
- 3 附属設備等を使用するときは、附属設備等使用明細書を添付してください。

改正案

様式第2(その1)(第8条関係)

鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可申請書(講堂用)

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

次のとおり生涯学習プラザの施設等を使用したいので、申請します。

申請者	住所 団体名 代表者名	使用責任者	
	連絡先 () -	住所	氏名 連絡先 () -
	適用料金 市内・市外	連絡先 () -	
	利用者 I D		
使用目的			
使用日時	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで		
入場予定人員	人	使用料	
附帯施設	<input type="checkbox"/> 使用する(楽屋(1、2)、主催者控室、親子室) <input type="checkbox"/> 使用しない	講 堂	円
		楽屋(1、2)	円
特別の設備	<input type="checkbox"/> 使用する() <input type="checkbox"/> 使用しない	小 計	円
		入 場 料 等	円
入 場 料 等	<input type="checkbox"/> あり(最高額 円) <input type="checkbox"/> なし	入場料等による加算額	()% 円
超 過 使 用	<input type="checkbox"/> あり(時 分 ~ 時 分) <input type="checkbox"/> なし	超過使用料	円
附属設備等	<input type="checkbox"/> 使用する(別紙明細書のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない	附属設備等使用料	円
催事案内表示の有無	<input type="checkbox"/> 表示する(以下に記入) <input type="checkbox"/> 表示しない	合 計	円
開始・終了時間	時 分 ~ 時 分	減 免 ()% 円	
		第15条() 円	
差引き後の額	円		
催事名称			
催物についての問い合わせがあった場合	主催者名及び連絡先を <input type="checkbox"/> 教えてください(問い合わせ先 - -) <input type="checkbox"/> 教えなくてください		
打合せ予定	年 月 日(曜) 時 分から		
申請番号	許可年月日		

注

- 1 太線の中だけ記入してください。
- 2 使用目的によっては、別途資料の添付をお願いする場合があります。

備考

文言整理

様式第2(その2)(第8条関係)

鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可申請書(講堂以外の施設用)

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

次のとおり生涯学習プラザの施設等を使用したいので、申請します。

申請者	住所		使用責任者	
	団体名		住所	
	代表者名		氏名	
	連絡先 () -		連絡先 () -	
	登録団体番号			
使用目的				
使用日時 年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで				
使用施設 1 スタジオ(1、2) 2 小研修室(1、2、3) 3 中研修室(1、2、3) 4 伝統文化セミナー室 5 食工房 6 生活工房 7 マルチメディア学習室 8 情報活用セミナー室 9 多目的フロア				
入場予定人員		男性 人、女性 人、計 人	使用料	
特別の設備		<input type="checkbox"/> 使用する(別紙仕様書等のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない	施設使用料	円
超過使用		<input type="checkbox"/> あり(時 分～ 時 分) <input type="checkbox"/> なし	超過使用料	()% 円
附属設備等		<input type="checkbox"/> 使用する(別紙明細書のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない	附属設備等使用料	円
入り口案内表示の有無		<input type="checkbox"/> 表示する(以下に記入) <input type="checkbox"/> 表示しない	合計	円
催物の開始・終了時間		時 分 ~	減 免	()% 円
		時 分	差引き後の額	円
催物名称				
打合せ予定 年 月 日(曜) 時 分から				
予約の有無		有 無	システム利用者登録番号	
申請番号		許可番号	許可年月日	

注

- 1 太線の中だけ記入してください。
- 2 特別の設備を付加するときは、設備内容が分かる仕様書を添付してください。
- 3 附属設備等を使用するときは、附属設備等使用明細書を添付してください。

様式第2(その2)(第8条関係)

鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可申請書(講堂以外の施設用)

年 月 日

鹿児島市教育委員会 殿

次のとおり生涯学習プラザの施設等を使用したいので、申請します。

申請者	住所		使用責任者	
	団体名		住所	
	代表者名		氏名	
	連絡先 () -		連絡先 () -	
	適用料金	市内	市外	
	利用者ID			
使用目的				
使用日時 年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで				
使用施設 1 スタジオ(1、2) 2 小研修室(1、2、3) 3 中研修室(1、2、3) 4 伝統文化セミナー室 5 食工房 6 生活工房 7 マルチメディア学習室 8 情報活用セミナー室 9 多目的フロア				
入場予定人員		人	使用料	
特別の設備		<input type="checkbox"/> 使用する () <input type="checkbox"/> 使用しない	施設使用料	円
入場料等		<input type="checkbox"/> あり(最高額 円) <input type="checkbox"/> なし	入場料等による加算額	()% 円
超過使用		<input type="checkbox"/> あり(時 分～ 時 分) <input type="checkbox"/> なし	超過使用料	()% 円
附属設備等		<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ドラムセット <input type="checkbox"/> アップライトピアノ <input type="checkbox"/> 使用しない	附属設備等使用料	円
催事案内表示の有無		<input type="checkbox"/> 表示する(以下に記入) <input type="checkbox"/> 表示しない	合計	円
開始・終了時間		時 分 ~ 時 分	減 免	()% 円
			差引き後の額	円
催事名称				
催物についての問い合わせがあった場合		主催者名及び連絡先を <input type="checkbox"/> 教えてください(問い合わせ先 - -) <input type="checkbox"/> 教えなくてください		
申請番号		許可年月日		

注

- 1 太線の中だけ記入してください。
- 2 使用目的によっては、別途資料の添付をお願いする場合があります。

文言整理

様式第3(その1)(第10条関係)

鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可書(講堂用)

年 月 日
鹿児島市教育委員会

次のとおり生涯学習プラザの施設等の使用を許可します。

申請者	住所	使用責任者	
	団体名		住所
	代表者名		氏名
	連絡先 () -		連絡先 ()
	登録団体番号		
使用目的			
使用日時	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで		
入場予定人員	男性 人、女性 人、計 人	使 用 料	
附 帯 施 設	<input type="checkbox"/> 使用する(楽屋(1、2)、主催者控室、親子室) <input type="checkbox"/> 使用しない	講 堂	円
		楽屋(1、2)	円
特別の設備	<input type="checkbox"/> 使用する(別紙仕様書等のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない	小 計	円
		入 場 料 等	円
入 場 料 等	<input type="checkbox"/> あり(最高額 円) <input type="checkbox"/> なし	入 場 料 等 に () % よる加算額	円
超 過 使 用	<input type="checkbox"/> あり(時 分～ 時 分) <input type="checkbox"/> なし	超 過 使 用 料	円
附 属 設 備 等	<input type="checkbox"/> 使用する(別紙明細書のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない	附 属 設 備 等 使 用 料	円
入り口案内表示の有無	<input type="checkbox"/> 表示する(以下に記入) <input type="checkbox"/> 表示しない	合 計	円
		減 免 () %	円
催物の開始・終了時間	時 分 ~	差引き後の額	円
		時 分	円
催物名称			
打合せ予定	年 月 日(曜) 時 分から		
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
許可条件等			

様式第3(その1)(第10条関係)

鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可書(講堂用)

年 月 日
鹿児島市教育委員会

次のとおり生涯学習プラザの施設等の使用を許可します。

申請者	住所	使用責任者	
	団体名		住所
	代表者名		氏名
	連絡先 () -		連絡先 ()
	適用料金	市内・市外	
	利用者 I D		
使用目的			
使用日時	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで		
入場予定人員	人	使 用 料	
附 帯 施 設	<input type="checkbox"/> 使用する(楽屋(1、2)、主催者控室、親子室) <input type="checkbox"/> 使用しない	講 堂	円
		楽屋(1、2)	円
特別の設備	<input type="checkbox"/> 使用する () <input type="checkbox"/> 使用しない	小 計	円
		入 場 料 等	円
入 場 料 等	<input type="checkbox"/> あり(最高額 円) <input type="checkbox"/> なし	入 場 料 等 に () % よる加算額	円
超 過 使 用	<input type="checkbox"/> あり(時 分～ 時 分) <input type="checkbox"/> なし	超 過 使 用 料	円
附 属 設 備 等	<input type="checkbox"/> 使用する(別紙明細書のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない	附 属 設 備 等 使 用 料	円
催事案内表示の有無	<input type="checkbox"/> 表示する(以下に記入) <input type="checkbox"/> 表示しない	合 計	円
		減 免 () %	円
開始・終了時間	時 分 ~ 時 分	第15条()	円
		差引き後の額	円
催事名称			
催物についての問い合わせがあった場合	主催者名及び連絡先を <input type="checkbox"/> 教えてください。(問い合わせ先 - -) <input type="checkbox"/> 教えなくてください		
打合せ予定	年 月 日(曜) 時 分から		
申請番号		許可年月日	
許可条件等			

文言整理

様式第3(その2) (第10条関係)

鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可書(講堂以外の施設用)

年 月 日
鹿児島市教育委員会

次のとおり生涯学習プラザの施設等の使用を許可します。

申請者	住所		使用責任者	
	団体名 代表者名		住所	
	連絡先 () ー		氏名	
	登録団体番号		連絡先 () ー	
使用目的				
使用日時	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで			
使用施設	1 スタジオ(1、2) 2 小研修室(1、2、3) 3 中研修室(1、2、3) 4 伝統文化セミナー室 5 食工房 6 生活工房 7 マルチメディア学習室 8 情報活用セミナー室 9 多目的フロア			
入場予定人員	男性 人、女性 人、計 人	使用料		
特別の設備	<input type="checkbox"/> 使用する(別紙仕様書等のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない	施設使用料	円	
超過使用	<input type="checkbox"/> あり(時 分～ 時 分) <input type="checkbox"/> なし	超過使用料	()% 円	
附属設備等	<input type="checkbox"/> 使用する(別紙明細書のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない	附属設備等使用料	円	
入り口案内表示の有無	<input type="checkbox"/> 表示する(以下に記入) <input type="checkbox"/> 表示しない	合計	円	
催物の開始・終了時間	時 分 ～	減 免	()% 円	
	時 分	差引き後の額	円	
催物名称				
打合せ予定	年 月 日(曜) 時 分から			
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
許可条件等				

様式第3(その2) (第10条関係)

鹿児島市生涯学習プラザ施設等使用許可書(講堂以外の施設用)

年 月 日
鹿児島市教育委員会

次のとおり生涯学習プラザの施設等の使用を許可します。

申請者	住所		使用責任者	
	団体名 代表者名		住所	
	連絡先 () ー		氏名	
	適用料金	市内・市外	連絡先 () ー	
利用者 I D				
使用目的				
使用日時	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで			
使用施設	1 スタジオ(1、2) 2 小研修室(1、2、3) 3 中研修室(1、2、3) 4 伝統文化セミナー室 5 食工房 6 生活工房 7 マルチメディア学習室 8 情報活用セミナー室 9 多目的フロア			
入場予定人員	人	使用料		
特別の設備	<input type="checkbox"/> 使用する () <input type="checkbox"/> 使用しない	施設使用料	円	
入場料等	<input type="checkbox"/> あり(最高額 円) <input type="checkbox"/> なし	入場料等による加算額	()% 円	
超過使用	<input type="checkbox"/> あり(時 分～ 時 分) <input type="checkbox"/> なし	超過使用料	()% 円	
附属設備等	<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ドラムセット <input type="checkbox"/> アップライトピアノ <input type="checkbox"/> 使用しない	附属設備等使用料	円	
催事案内表示の有無	<input type="checkbox"/> 表示する(以下に記入) <input type="checkbox"/> 表示しない	合計	円	
開始・終了時間	時 分 ～ 時 分	減 免	()% 円	
		第15条() 差引き後の額	円	
催事名称				
催物についての問い合わせがあった場合	主催者名及び連絡先を <input type="checkbox"/> 教えてください。(問い合わせ先 ー ー) <input type="checkbox"/> 教えないでください			
申請番号		許可年月日		
許可条件等				

文言整理

鹿児島市指定文化財の指定に関する件

鹿児島市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、下記の文化財を鹿児島市指定文化財に指定する。

令和7年3月21日

提 出
鹿児島市教育委員会
教育長 原之園 哲哉

記

- | | | |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 名 称 | 小田派諸工匠の鐺 |
| 2 | 種 別 | 有形文化財（工芸品） |
| 3 | 数 量 | 38 |
| 4 | 所 在 地 | 鹿児島市城山町7番2号（鹿児島県歴史・美術センター黎明館） |
| 5 | 所 有 者 | 鹿児島県 |

（参 照）

鹿児島市文化財保護条例（抜粋）

（指定）

第4条 教育委員会は、鹿児島市の区域内に存する次の各号に掲げる文化財をそれぞれ当該各号に掲げる指定文化財（以下「指定文化財」と総称する。）に指定することができる。

- (1) 有形文化財のうち重要なもの 鹿児島市指定有形文化財（以下「指定有形文化財」と総称する。）

令和7年3月14日

鹿児島市教育委員会 殿

鹿児島市文化財審議会
会 長 田村 省三

鹿児島市指定文化財の指定について（答申）

令和7年2月25日付け文財第851号で、鹿児島市文化財審議会に諮問のあった下記の文化財を鹿児島市指定文化財に指定することについては、適当であると認めます。

記

- 1 名 称 小田派諸工匠の鐺
- 2 種 別 有形文化財（工芸品）
- 3 数 量 38
- 4 所在地 鹿児島市城山町7番2号（鹿児島県歴史・美術センター黎明館）
- 5 所有者 鹿児島県

「小田派諸工匠の鐺」の概要

- (1) 名 称 小田派諸工匠の鐺
- (2) 種 別 有形文化財（工芸品）
- (3) 所 在 地 鹿児島市城山町7番2号（鹿児島県歴史・美術センター黎明館）
- (4) 所 有 者 鹿児島県
- (5) 指定の理由

「小田派諸工匠の鐺 24 枚」は昭和 49 年 3 月 15 日に鹿児島市の有形文化財（工芸品）として指定されているが、新たな鐺が確認されたため、追加指定及び名称変更を行うものである。

近世薩摩の金工界（刀装具）には、小田派・知識派など諸派があるが、その根幹をなす代表格は小田派である。小田派は、鹿児島市谷山地区に居住し、初代直香、二代直教、三代直升、四代直堅と続き、時代的には元文頃から文政・天保頃まで歴代の鐺が含まれる。図柄としては、薩摩鐺に特徴的な『鉦豆』、『竹割虎』、『龍虎』、『砂くぐり龍』など力強い独特の鐺が多く、刀剣界にあって人気が非常に高い。とりわけ初代直香と二代直教は、抜群の技量で、直香は力強く、迫力があり、直教は繊細緻密さに特色があるとされる。今回新たに確認された鐺は、直香 2 点、直教 5 点、直升 3 点、直堅 2 点、その他 3 点となっており、指定された鐺と比較しても文化財的価値は遜色ないとされている。

現存する小田派の鐺は、在銘の作品が少ない中、これらの資料は在銘の作品が充実しており、質・量ともに見事に揃い、小田派の全容を語ることができる貴重資料であり、市指定文化財として十分な価値を有している。

27	資料名	雲龍竹虎図鐺	銘	小田直教彫之
	法量	縦7.9cm 横7.4cm 厚0.5cm	形状	縦丸型、鉄地、高彫、両楯



35	資料名	砂くぐり龍虎図鐺	銘	小田直堅彫之
	法量	縦7.2cm 横6.4cm 厚0.3cm	形状	縦丸型、鉄地石目地、肉彫金色絵、両楯



令和6年度鹿児島学力・学習状況調査の結果について

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

- ・ 知識及び技能や思考力、判断力、表現力等に関する学力の状況及び、児童生徒の学習に関する意識などの学習状況、学校の取組状況を把握する。
- ・ 児童生徒が、自らの学力や学習の状況を瞬時に振り返り、自らの学びに生かすとともに、情報活用能力等の育成を図るためにC B T（コンピューターによる調査）で実施する。
- ・ 学校では結果の分析を個別最適な学びに活用するなど、指導法改善を図り、児童生徒の確かな学力の定着や向上を推進する。

(2) 調査の対象等 県内全ての公立小・中学校

学校種	学年	本市調査実施校数	本市調査実施児童生徒数
小学校	第5学年	78校	4829人
中学校	第1学年	38校 黒神中学校は対象学年に在籍なく、実施なし	4741人
	第2学年	39校	4643人

- (3) 調査の内容 小学校－国語・社会・算数・理科、学習状況調査（児童版、学校版）
中学校－国語・社会・数学・理科・英語、学習状況調査（生徒版、学校版）

- (4) 調査の実施日 令和7年1月14日(火)～24日(金)の学校が設定した連続する2日間

2 調査の結果

(1) 各教科の平均正答率

	学年	小5			中1			中2		
		市	県	差 (市－県)	市	県	差 (市－県)	市	県	差 (市－県)
国語	知識・技能	74.9%	73.3%	1.6	63.9%	63.0%	0.9	72.7%	71.9%	0.8
	思考・判断・表現 (話す・聴く)	48.6%	45.1%	3.5	68.5%	66.5%	2.0	59.4%	57.7%	1.7
	思考・判断・表現 (書く)	69.4%	66.7%	2.7	61.7%	61.1%	0.6	56.1%	54.2%	1.9
	思考・判断・表現 (読む)	62.4%	59.5%	2.9	63.2%	61.4%	1.8	65.9%	65.3%	0.6
	全体 (R5)	67.0% (68.5)	64.6% (68.5)	2.4 (0.0)	64.3% (76.3)	62.9% (75.9)	1.4 (0.4)	67.3% (66.1)	66.3% (65.6)	1.0 (0.5)
社会	知識・技能	60.9%	60.2%	0.7	51.9%	51.1%	0.8	46.1%	44.3%	1.8
	思考・判断・表現	64.9%	63.3%	1.6	54.6%	54.2%	0.4	51.9%	50.8%	1.1
	全体 (R5)	62.9% (65.0)	61.8% (65.3)	1.1 (-0.3)	53.0% (54.7)	52.4% (54.4)	0.6 (0.3)	48.5% (61.6)	47.0% (62.3)	1.5 (-0.7)
算数・数学	知識・技能	74.6%	73.2%	1.4	58.5%	57.2%	1.3	48.8%	47.9%	0.9
	思考・判断・表現	57.9%	55.9%	2.0	42.8%	42.2%	0.6	33.8%	31.9%	1.9
	全体 (R5)	67.3% (74.0)	65.6% (74.6)	1.7 (-0.6)	49.7% (74.7)	48.8% (74.3)	0.9 (0.4)	42.2% (69.5)	40.9% (68.8)	1.3 (0.7)
理科	知識・技能	66.4%	65.2%	1.2	56.9%	55.3%	1.6	58.9%	57.7%	1.2
	思考・判断・表現	66.7%	64.8%	1.9	60.5%	59.5%	1.0	48.4%	48.0%	0.4
	全体 (R5)	66.6% (75.5)	65.0% (75.4)	1.6 (0.1)	59.2% (66.7)	57.9% (66.3)	1.3 (0.4)	53.2% (67.7)	52.4% (66.9)	0.8 (0.8)
英語	知識・技能				61.8%	60.9%	0.9	57.4%	53.9%	3.5
	思考・判断・表現				57.5%	56.0%	1.5	53.4%	51.2%	2.2
	全体 (R5)				60.0% (77.9)	58.8% (77.0)	1.2 (0.9)	55.7% (73.3)	52.8% (71.4)	2.9 (1.9)

(2) 結果の概要

- 令和5年度は、小学校5年の社会と算数及び中学校2年の社会が県平均を下回ったが、本年度は、全ての対象学年、全ての教科において、県平均を上回った。特に、中学校2年の英語は、全学年の中で最も県との差が大きかった。
- 中学校1年、2年の数学、中学校2年の社会において全体の正答率が50%を下回った。今後も、自分で考え、判断し、表現する力を伸ばしていく必要がある。

(3) 問題例【中学校1年（数学）】

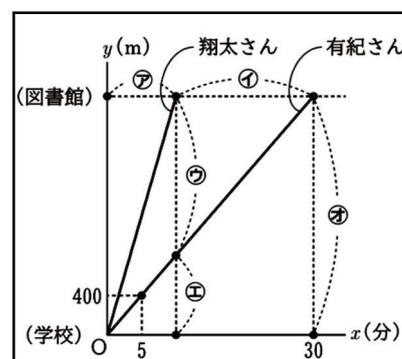
学校から図書館までの同じ道を、翔太さんは自転車で、有紀さんは徒歩で行きました。グラフは、翔太さんと有紀さんが学校を出発してから x 分後の学校からの道のりを y m とするときの2人の進んだようすを表したものです。次の問いに答えなさい。ただし、翔太さんと有紀さんは、一定の速さで進んだものとします。

(問 1)

グラフの㉗～㉚のうち「翔太さんが図書館に到着したとき、翔太さんと有紀さんがどのくらい離れているか」を表しているのはどれですか。グラフの㉗～㉚までのの中から1つ選びなさい。

(問 2)

翔太さんが図書館に到着してから20分後に、有紀さんが図書館に到着しました。このとき、翔太さんの自転車の速さは、分速何mか求めなさい。



【問題の特徴】

単に数式を用いて計算する問題ではなく、日常生活の一場面の中で、伴って変わる二つの数量に着目し、それらの関係性をグラフから考察し、変化や対応の特徴を見いだす問題。

3 今後の取組

- 県平均を大きく上回る学校について、取組事例の収集を実施し、各学校への配布を行う。
- 各教科の指導のポイントをまとめ冊子を学校へ配布し、各種研修会で、活用する。
- 結果の概要について、市のホームページで公表する。また、各学校も結果を公表する。

市議会関係の審議等について

・令和7年第1回市議会定例会

会期：2月10日（月）～3月21日（金）

○第108号議案 鹿児島市立科学館条例一部改正の件

○第109号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例一部改正の件

○第110号議案 旧島津氏玉里邸庭園条例一部改正の件

○第111号議案 旧鹿児島紡績所技師館条例一部改正の件

○第112号議案 鹿児島市立美術館条例一部改正の件

○第113号議案 鹿児島市青少年問題協議会条例及び鹿児島市いじめ問題等調査委員会条例一部改正の件

○第114号議案 鹿児島市公民館条例一部改正の件

○第115号議案 鹿児島市生涯学習プラザ条例一部改正の件

○第116号議案 かごしま文化工芸村条例一部改正の件

○第162号議案 令和7年度鹿児島市一般会計予算（教育委員会関係分）